

平成 3 0 年 定例第 1 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 3 0 年 3 月 2 日

閉 会 平成 3 0 年 3 月 2 2 日

新 得 町 議 会

平成30年定例第1回新得町議会会議録目次

第1日（30.3.2）

○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
○諸般の報告（第1号）	4
○行政報告	5
○日程第3 議案第8号から 議案第21号まで 町政執行方針並びに提出議案説明	6
議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第9号 トムラウシ自然体験交流施設の指定管理者の指定について	
議案第10号 町営牧場の指定管理者の指定について	
議案第11号 国民宿舎東大雪荘の指定管理者の指定について	
議案第12号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第13号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第14号 平成30年度新得町一般会計予算	
議案第15号 平成30年度新得町国民健康保険事業特別会計予算	
議案第16号 平成30年度新得町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第17号 平成30年度新得町介護保険特別会計予算	
議案第18号 平成30年度新得町簡易水道事業特別会計予算	
議案第19号 平成30年度新得町公共下水道事業特別会計予算	
議案第20号 平成30年度新得町水道事業会計予算	
議案第21号 介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
○日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について	17
○日程第5 議案第3号 専決処分の承認について	17
○日程第6 議案第4号 工事請負契約の変更について	18
○日程第7 議案第5号 平成29年度新得町一般会計補正予算	19

○日程第 8 議案第 6 号	平成 29 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算	2 2
○日程第 9 議案第 7 号	平成 29 年度新得町水道事業会計補正予算	2 3
○日程第 10 意見案第 1 号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書	2 4
○休会の議決		2 4
○散会の宣告		2 4

第 2 日（30. 3. 13）

○開議の宣告	2 7
○諸般の報告（第 2 号）	2 7
○日程第 1 一般質問	2 7
〔一般質問〕	
長野 章議員 ・ 商工業の振興を	2 7
廣山 輝男議員 ・ 全町教育推進施策に関する公的な見解を求めます	3 1
・ 教職員の長時間労働の是正策のその後の取り組みは	3 5
貴戸 愛三議員 ・ 町独自の子育て支援策を	3 8
○休会の議決	4 4
○散会の宣告	4 4

第3日（30. 3. 22）

○開議の宣告		48
○諸般の報告（第3号）		48
○日程第1	議案第8号から 議案第21号まで 予算特別委員会の審査結果報告	 48
○日程第2	議案第22号 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	 48
○日程第3	議案第23号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	 49
○日程第4	議案第24号 平成29年度新得町一般会計補正予算	 51
○日程第5	議案第25号 平成29年度新得町介護保険特別会計補正予算	... 54
○日程第6	議案第26号 平成29年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算	... 55
○日程第7	議案第27号 平成29年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算	 56
○日程第8	議案第28号 平成29年度新得町水道事業会計補正予算	 56
○日程第9	議案第29号 平成30年度新得町一般会計補正予算	 57
○日程第10	議案第30号 議員派遣の件	 58
○日程第11	意見案第1号 審査結果について	 58
○日程第12	閉会中の継続審査及び調査の申し出について	 59
○閉会の宣告		59

第 1 日

平成30年第1回新得町議会定例会（第1号）

平成30年3月2日（金曜日）午前10時開会

○議事日程

日程番号	議件番号	議件名等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第1号）
		行政報告
3	議案第8号から 議案第21号まで	町政執行方針並びに提出議案説明
4	諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について
5	議案第3号	専決処分の承認について
6	議案第4号	工事請負契約の変更について
7	議案第5号	平成29年度新得町一般会計補正予算
8	議案第6号	平成29年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
9	議案第7号	平成29年度新得町水道事業会計補正予算
10	意見案第1号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな 一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書

○会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告（第1号）

行政報告

議案第8号から
議案第21号まで

町政執行方針並びに提出議案説明

諮 問 第	1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
議 案 第	3 号	専決処分の承認について
議 案 第	4 号	工事請負契約の変更について
議 案 第	5 号	平成 2 9 年度新得町一般会計補正予算
議 案 第	6 号	平成 2 9 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
議 案 第	7 号	平成 2 9 年度新得町水道事業会計補正予算
意 見 案 第	1 号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書

○出席議員（１２人）

1	番	長	野		議員	2	番	村	田		議員
3	番	湯	浅	佳	議員	4	番	佐	藤	幹	議員
5	番	貴	戸	愛	議員	6	番	若	杉	政	議員
7	番	湯	浅	真	議員	8	番	廣	山	輝	議員
9	番	柴	田	信	議員	10	番	吉	川	幸	議員
11	番	高	橋	浩	議員	12	番	菊	地	康	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町教監 育 査 委 長 長員 浜武下 田田浦 正芳光 利秋雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副 総 地 町 保 施 産 税 児 消 総 産	町	務 域 健 務 童 防 務 業	課 略 社 課 課 納 育 署 長 長	室 課 課 課 課 補 補	長 長 長 長 長 長 長 長 佐 佐	金 渡 東 鈴 坂 初 石 若 中 増 広 福	田 辺 川 木 田 山 塚 原 村 田 田 原	裕 恭 貞 洋 一 将 俊 勝 和 正 浩	將 之 一 行 一 也 照 隆 志 彦 司 之
--	---	--------------------------------------	--	---------------------------------	--	--	--	---	--

産 業 課 長 補 佐	佐 々 木 隼 人
児 童 保 育 課 長 補 佐	桂 田 聡
屈 足 支 所 長	中 村 吉 克
庶 務 防 災 係 長	小 林 健 利
財 政 係 長	桑 野 恒 雄

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

学 校 教 育 課 長	佐 藤 博 行
社 会 教 育 課 長	岡 田 徳 彦
学 校 教 育 課 長 補 佐	安 達 貴 広

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長	岡 村 力 蔵
---------	---------

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	橋 場 め ぐ み
書 記	菊 地 克 浩

◎開 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日の遅刻届け出議員は、2番、村田博議員の1人です。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成30年定例第1回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎菊地康雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、11番、高橋浩一議員、1番、長野章議員を指名いたします。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎菊地康雄議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。吉川幸一議会運営委員長。

[吉川幸一議会運営委員長 登壇]

◎吉川幸一議会運営委員長 議長の指名により、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日招集になりました、第1回定例町議会の会期につきましては、去る2月16日、午前10時から、議員控室において議会運営委員会を開催し、提出予定の議件の説明を受け、それらを勘案し日程等について審議を行いました。

その結果、会期は本日から3月22日までの21日間とし、その間の会議等については、別紙会議予定表のとおりであります。

以上、報告を終わります。

[吉川幸一議会運営委員長 降壇]

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今定例会の会期は本日から3月22日までの21日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月22日までの21日間と決しました。

◎諸般の報告（第1号）

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎行 政 報 告

◎菊地康雄議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 平成30年1月24日、臨時第1回町議会以降の行政報告をさせていただきます。

2月1日、丸八殖産の関根専務ほか、来庁されました。これは1月24日の臨時議会におきまして、丸八殖産の所有している土地につきまして、取得の承認をいただいた結果、農地、林地についての売買の正式契約を締結したところであります。

なお、取得した農地につきましては、シントクアユミルクへの貸し付けを予定しております。

また、林地につきましては、町有林として管理していくという、そういう予定であります。

次に2月2日であります。JA新得町の創立70周年記念式典が挙行されました。これは本町の基幹産業である農業を支えるJA新得町が昭和23年創立から70年の節目を迎えたところでありまして、あらためて組合員を含めまして、役職員のこの間のご努力に敬意を表するとともに、一層の経営基盤強化に向け、一丸となって取り組んでいくことを強く願うところであります。

次に2月8日であります。北海道そば祭り併催第17回新得新そば祭り第1回の実行委員会が開催されました。これは新そば祭りに併催する形で北海道命名150年事業の1つとして北海道そば祭りを開催するという事で第1回の実行委員会を開催したところでありまして、日程につきましては、9月29日、30日の2日間ということでありまして、そばの町新得を盛り上げていくようわれわれも一緒になって努力をしていかななくてはならないというふうに思っております。

3ページであります。2月19日に国民健康保険運営協議会が開催されました。これにつきましては、北海道が保険者となりまして、本年4月1日からスタートします広域化をした国保事業について本町での国保税の税率について協議いただき、答申を受けたところであります。今議会で条例、予算案をそれぞれ提案を予定しておりますので、ご審議をお願いいたします。

次に5ページにまいります。2月28日、第7期高齢者保健福祉計画ならびに介護保険事業計画の答申であります。これにつきましても、平成30年から32年の3カ年間ににおける計画について議論をいただき、答申を受けたものでありまして、国民健康保険事業と同様、今議会におきまして、条例、予算それぞれ案を提案しておりますので、ご審議をお願いいたします。

3月1日でありまして、第54回の新得高等学校卒業式が挙行されまして、ご承知のとおり、2年生、3年生が在籍していた新得高校であります。今回の卒業生によりまして、3年生の1クラスになりまして、これからもわれわれも含めまして、新得高校の応援団として、努力していきたいなというふうに思っております。

次に記載がありませんけれども、昨日の積雪の状況についてご報告を申し上げます。

3月1日の1日、24時間の降雪量が55センチメートルでありまして、積雪がちょうど100センチメートルになりました。降雪量につきましては、今回降りましたが、平年の

まだ85パーセントという、そういう降雪量になっております。

なお、被害状況については今、把握に努めておりますが、現状の中では被害の報告はありません。

しかし、これから出てくる可能性がありますので、それらについても情報に収集に努めていきたいというふうに思っております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎日程第3 議案第8号から議案第21号まで 町政執行方針並びに提出議案説明

◎菊地康雄議長 日程第3、議案第8号から議案第21号までを議題といたします。

町政執行方針ならびに提出議案の説明を求めます。浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 はじめに、平成30年の第1回定例町議会が開催されるにあたり、町政執行の所信を申し上げます。

国内の景気は、引き続き穏やかな回復基調が続いていると言われております。

一方、本町においても個人消費分野では弱い部分もありますが、全般的には明るい兆しが見えております。

しかし、依然として多くの業種で働き手が不足しており、大きな不安材料のひとつとして、今後の地域経済への懸念を強く感じております。

そのような状況の中、本町は引き続き「自主自立のまちづくり」を基本とし、行財政改革を進めながら、健全な財政運営を推進してまいります。

第8期総合計画のメインテーマ「人が集い賑わいと笑顔が広がり未来につながるまち」を柱として、限られた予算を有効に活用し、持続的な町の発展に向け、活気あふれる「いらっしゃい新得」の町づくりを目指してまいります。

以下、分野ごとに申し上げます。

1. 保健・介護・福祉・医療・子育て支援

1) 保健

本町における自殺者数は、平成24年から平成28年までの5年間で10名となっており、毎年数名のかたが自殺されております。この数は、交通事故死亡者数のおよそ3倍にあたるものであります。

自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題と言われております。

「誰もが自殺に追い込まれることのない地域社会」の実現を目指して、平成28年に自殺対策基本法が改正され、全ての市町村で自殺対策計画を策定することとされたことから、新年度に計画を策定し、自殺を防ぐ取り組みを進めてまいります。

2) 介護

新年度から第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度から平成32年度の3カ年）がスタートいたします。

計画に基づき、認知症対策や介護の知識普及などの事業に取り組んでまいります。

特に認知症対策につきましては高齢者等判断能力の乏しい住民に対し、成年後見制度など権利擁護の構築に取り組んでまいります。

また、新年度からは、介護保険法の改正に基づき居宅介護支援事業所への許認可の権限が道から市町村へ移行され、町が指導・監査の実施主体となります。

町内4カ所の対象事業所に対する指導体制を整え、介護保険会計の適性な運営に努めてまいります。

介護保険料は、標準介護保険料が月額5,100円であるところを実質で5,957円と算定されたことから、町の介護保険準備基金を取り崩すこととし、月額5,600円、9.8パーセントの引き上げを予定しております。

3) 福祉

新年度から第4期障がい福祉計画（平成30年度から平成32年度の3カ年）がスタートいたします。

障がい者条例ならびに手話条例の理念等を踏まえ、計画に基づき、障がいのある人とない人が、ともに支え合い、安心して暮らすことができるよう、各種施策に取り組んでまいります。

4) 医療

本町の医療体制を支えていただいた、医療法人犂羅館新得診療所が本年3月31日をもって廃院することになりました。

院長であります佐藤医師は、平成23年12月より杉目医師から診療所を引き継ぎ、町民の健康増進および医療の継続的な提供を行っていただいたこと、また、町および町教育委員会の嘱託医師として学校医をはじめ介護認定審査会委員、教育支援委員会委員のほか各種健診および予防接種業務に協力をいただいた功績は多大であり、心より厚くお礼を申し上げます。

今後の医療体制につきましては、サホロクリニック、新得クリニックとも連携を図ってまいります。

また、屈足地区の医療につきましては、新年度においても新得クリニックの協力をいただきながら巡回診療を継続してまいります。引き続き、医師の確保に努力してまいります。

国保制度の安定的な運営に向け、平成27年5月に国民健康保険法が改正され、本年4月から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など国保運営に中心的な役割を担うこととなりました。

これに伴い新年度からの国民健康保険税については、保険者である北海道に対して、納付金として市町村が納めるため、北海道が示す標準保険料率を参考に町が保険税を決定し徴収することとなり、1世帯平均で7.26パーセントの引き上げをお願いすることといたしております。

5) 子育て支援

幼児保育につきましては、「新得町子ども子育て支援事業計画」を基本に、町内で暮らす、全ての子どもたちが健やかに安心して成長することができる環境の整備や、子育て支援策の取り組みを推進してまいります。

昨年、国の保育所保育指針、幼稚園教育要領が改定になり、今年度から施行されることとなりました。新たに加わった共通の内容である「幼児教育で育みたい資質・能力」

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」など改定の趣旨を踏まえ、幼児施設が創意工夫を図り、保育の質や専門性の向上に努めてまいります。

子ども発達支援センターでは、発達の気になる子も含め、支援を必要としている子どもたちのため、新年度からは療育対象者を小学校5年生から6年生までに拡大を図ってまいります。

今年2月に完成しました屈足保育園につきましては、ランチルーム兼子育て支援室の設置や地中熱ヒートポンプを利用した環境にやさしい暖房設備など、園舎の特徴を生かし、地域保育の一層の充実に努めてまいります。新年度は、旧園舎解体工事や遊具、物置、フェンスの設置などを含めた外構工事を行ってまいります。

トムラウシへき地保育所こじか園は、平成27年度から町立保育所として開設してきましたが、園児数の減少に伴い新年度からは、地域の協議会によって運営していただくことになりましたので、人件費等運営に係る経費を助成してまいります。

2. 農林水産

1) 農業振興

本町の基幹産業である農業につきましては、直面するさまざまな諸課題解決に向け、強い農業づくりを目指してまいります。一方、高齢化や担い手不足が進行しており、農業担い手育成確保支援協議会を中心に、農業就業イベントに参加し、町内のレディースファームスクールなど人材育成機関に関する情報発信を行うほか、町内で農業に従事する若年者に向けた研修を実施し、次代を担うべき優れた人材の確保・育成に努めてまいります。

取得しました狩勝牧場跡地につきましては、農業振興のため関係者と協議を進め、地域農業の経営安定化に資する有効利用を進めてまいります。

2) 林業振興

人工林資源が成熟し本格的な利用期を迎えており、将来にわたる森林資源の循環利用のため、主伐後の再造林を推進するとともに、造林未済地の公有林化をより一層進めてまいります。

また、森林づくりを支える林業の担い手育成のため、町独自の研修制度を引き続き関係機関の協力を得ながら進めてまいります。

3) 水産業振興

サホロ湖における遊漁については、資源の確保を図りながら、観光のアクティビティーのひとつとして、引き続き夏季のニジマス遊漁、および冬季のワカサギ遊漁を実施してまいります。

3. 商工

商工業の振興につきましては、新規創業や新たな設備投資等を考えている事業者等には、商工業活性化事業の活用を図るとともに、地域への消費喚起を促すため商工会が実施しておりますプレミアム付商品券発行事業に支援してまいります。

駅周辺の再整備につきましては、商工会において駅周辺の必要な機能やサービス等のニーズ調査を実施しておりますので、その結果を基に、関係する機関と連携しながら実

現可能な整備に向け取り進めてまいります。

4. 観光

新年度では平成29年度に策定しました観光振興ビジョンを実施することにより、観光振興のための体制と仕組みを構築し、観光入り込み客数の増加、地域経済の活性化、観光地域づくりを図ってまいります。また、駅周辺にWi-Fi環境を整備し、インバウンド対策の充実に努めてまいります。

本年は、北海道と命名されてから150年目の節目を迎えるにあたり、北海道が取り組みます「北海道みらい事業」の一環として、本年の「新そば祭り」の規模を拡大し「北海道そば祭り」を併催で開催することで、全国一の生産量を誇る北海道のそばを全国にアピールするとともに、本町の知名度の向上と観光客誘致に努めてまいります。

5. 労働

雇用対策につきましては、商工業をはじめ、農業、福祉など、さまざまな業種において人手不足が深刻化していることから、労働力確保に対する具体的事業に取り組むため、関係機関との情報共有を図りながら、人材の確保と育成の取り組みを推進してまいります。

6. 建設

平成28年の台風による被災箇所におきましては、おおむね復旧工事も進んでおりますが、新年度は残りの道路・橋りょう・河川の災害復旧事業の執行を進め、特に北海道が進めている災害復旧助成事業での神社橋・本通橋の架け替えにあわせて水道管・下水道管の添架工事に着手いたします。また、中新得川の改修に向けた実施設計を行い、今後の水害予防対策を進めてまいります。

町道関係では、2条通り歩道改修、新得西1線道路の舗装補修や若草団地内の若草通りの舗装改修などを進めてまいります。

橋りょうの補修につきましては、引き続き長寿命化計画により、補修工事を2橋実施してまいります。

公営住宅の建設は前倒し事業として平成29年度予算措置をしました。新得地区の新進団地で1棟3戸、屈足地区の北進団地で1棟2戸を継続事業として、それぞれ建替を実施してまいります。

北海道の道路事業では、引き続き忠別清水線落石対策工事、橋りょう・トンネル補修工事など、また河川事業では、パンケ新得川をはじめとする、河川の災害復旧工事や砂防工事が予定されております。

今後も道路、河川整備事業などの促進に向け、関係部局への要請等を進めてまいります。

7. 生活環境

水道事業では、新得浄水場の改築工事を新年度から2カ年計画で着手し、今後もより安心安全な水道水の供給に努めてまいります。

消防業務につきましては、各種災害に対する出動体制強化に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置促進、火災予防啓発活動により、今後も焼死事故ゼロを目指してまい

ります。

救急活動につきましては、救急自動車の更新を進めます。

また、AEDの取り扱いを含めた救命講習会を継続開催し、救命率の向上を目指してまいります。

消防団につきましては、消防署と地域の連携を維持し、火災や水害などの災害に対応するため、消防団員の確保と訓練の充実に努めてまいります。

交通事故につきましては、昨年、北海道内の交通事故による死亡者数が148名(前年より10名の減)となりましたが、本町では関係機関の協力のもと、死亡交通事故の発生を防ぐことができました。

今後も町民を交通事故から守るため、引き続き幼児や高齢者、歩行者等を対象とした交通安全講習を実施し、交通安全意識の高揚と事故防止に努めてまいります。

協働のパートナーとしての住民組織の活動を支援するため、町内会長等における各種研修への参加機会の確保や地域課題の解決に向けた財政支援を行い、自主的な町内会活動の推進に努めてまいります。

生活安全につきましては、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺などの防止のため、生活安全推進協議会とともに消費者被害に関する情報提供や講座を開催し、北海道消費者協会、十勝総合振興局、警察署等の各関係機関と連携を図り、安全で住みよい町づくりに努めてまいります。

一般廃棄物中間処理施設につきましては、稼働してから20年の経過とともに、老朽化が進んでおります。

また最終処分場につきましても、平成33年度には埋立完了予定と見込んでおります。

それぞれの施設につきまして、延命化も含め、今後の対応について方向性を協議してまいります。

空き家対策につきましては、空き家等対策計画に基づき、各施策について空き家等対策協議会と連携のうえ、空き家の撤去や利活用に努めてまいります。

今後は計画に基づき「所有者等による空き家の適切な管理」を基本としながら、「空き家管理用データ」を作成し、空き家利活用や景観の形成、犯罪・災害防止のための情報提供に向け取り進めてまいります。

8. 教育

本町が未来に向かって持続的に発展し、活力ある町づくりを進めていくためには、ふるさとしんとくを愛し、創造力豊かで夢や希望に果敢に挑むことができる人材を育成することが必要であります。

教育の基本は、本町の教育大綱に掲げている「地域とつながり郷土が育む心豊かな人づくり」を目標とした中で、学校教育と社会教育それぞれの取り組みを充実し、連携を持ちながら、地域と共にある教育を推進してまいります。

なお、具体的には、教育長から申し上げます。

9. 広報広聴

広報広聴活動につきましては、町民が必要な情報をより正確かつ速やかに情報提供するため、アンケートの調査結果などを反映し、より分かりやすく親しみやすい広報紙の作成に努めてまいります。

また、町ホームページを活用し、より早い情報提供と町外に対して本町の素晴らしさを広く発信してまいります。

なお、町民ニーズの把握と行政情報の共有化などを目的とした広聴活動についても、多くの町民と直接対話ができるように工夫をしながら、意見交換の場を設けてまいります。

平成31年度の発刊に向けた開拓120年史の編さんについて、引き続き作業を進めてまいります。

10. 行財政・地域づくり

本町では、将来における町民の負担軽減を図るため、さまざまな取り組みを進め、健全財政を推進してまいります。

地方の安定的な財政運営に必要となる普通交付税については、平成29年度の実績や国の動向を踏まえ、当初予算で28億800万円を計上し、対前年比1億2,600万円、率にして4.2パーセントの減としております。

新年度予算では、残された災害復旧を最優先としながら、昨年と同様に「まちの活性化」「協働のまちづくり」「安心・安全のまち」「次代の人づくり」に重点をおき、事業効果、緊急度が高い事業を優先的に予算編成をいたしました。

この結果、一般会計では、前年度対比4.6パーセント増の72億5,800万円としましたが、この後、予定している災害復旧補正および前年度からの繰越事業を含む実質的予算では、5.3パーセント増の77億7,674万円となっております。

また、5特別会計は、前年度対比4.5パーセント減の19億8,139万円となっております。

町民税では農業、建設業所得の伸びが予想され全体的に増加、固定資産税では発電設備資産の増加により増収を見込み、町税全体では前年度当初予算と比較し、11.8パーセント増の10億1,500万円余を計上いたしました。

また、固定資産をより正確に把握するため航空写真を更新し、適正課税に努めてまいります。

収納対策につきましては、税負担の公平を期するためにも、納税相談および滞納者の預貯金などの差押えを実施し、収納率の向上に努めてまいります。

町づくりはメインテーマである「人が集い賑わいと笑顔が広がり未来につながるまち」の実現に向け、第8期総合計画と人口対策に重点をおいた、まち・ひと・しごと総合戦略を連動して進めることを基本とし、子育て環境の整備・産業と雇用・安心して暮らせる環境づくり・人を呼び込むことを目標として着実に取り組んでまいります。

移住・定住対策につきましては情報発信、移住体験住宅の運用、雇用促進住宅の建設支援や持家の促進、空き家の活用に引き続き取り組むほか、地域おこし協力隊もこれまで多くの移住につながっておりますことから、新たな分野での受け入れを進めてまいります。

また、若い世代を呼び込むために取り組んでおります大学とのインターンシップ事業の拡充や地方創生を目指して10自治体で構成する北海道田舎活性化協議会を通じた広域連携事業により、サテライトオフィス誘致や交流人口の増加に向けた取り組みを行ってまいります。

町内公共交通につきましては、コミュニティバスのアンケート調査や、これまでの運行実績を分析したうえで、路線バスも含めて実情に合わせた見直しと、利用者の増や利

便性の向上につながる取り組みを進めてまいります。

追加インターチェンジの設置につきましては、関係機関との協議の中で出された課題について、順次対応を進めており、引き続き実現に向けて努力をしております。

J R根室本線の新得～滝川間につきましては、不通となっております東鹿越までの早期復旧と路線維持に向けた取り組みを沿線自治体と連携した中で取り組んでまいります。

結び

以上、平成30年度の町政執行にあたり所信の一端を申し上げます。

本年は、宮崎県五ヶ瀬町との姉妹町提携から30周年の節目を迎えますので、町民同士の交流により、さらに絆を深めてまいります。

また、平成31年には開拓120周年を迎えることから、記念事業の実施に向け、本年より各種事業を検討してまいります。

町長に就任して4期目を迎えましたが、今後も職員とともに「三世代のつどうまち」第4章を目指し、まちの活性化、協働、安心・安全、人づくりを視点に経済・産業の活性化、住民参加の町づくりなど16の重点施策を実現するため、全力を尽くす決意であります。

議員各位のお力と、町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、町政執行方針の説明とさせていただきます。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。

(宣告 10時36分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 10時37分)

◎菊地康雄議長 教育行政執行方針について説明を求めます。武田教育長。

[武田芳秋教育長 登壇]

◎武田芳秋教育長 はじめに、平成30年第1回新得町議会定例会の開催にあたり、新得町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

めまぐるしく変化する社会情勢の中にあって、子どもたちが将来にわたって自立し「生きる力」を育むためには、確かな学力・豊かな人間性・健康と体力を身に付けることが必要であります。

このため、本町で取り組んでいる「全町教育」の活動を通し、町ぐるみで地域の子どもを守り育てる理念のもと、子どもたちの知・徳・体のバランスの取れた力を育むため、「学び続ける意欲」、「課題を解決するための力」、「さまざまな人と関わる力」の向上に努めるとともに、社会性豊かな人間性を育ててまいります。

また、活動に関わることで大人の生涯学習を推進するとともに、連帯意識の向上や地域コミュニティの活性化を目指してまいります。

以下、分野ごとに申し上げます。

1. 学校教育

1) 確かな学力、体力運動能力の向上

学力の向上は、基礎的知識や技能の習得のほか、課題解決力や主体的な学習意欲をもつことが重要な要素であるため、教科の学習に加え、さまざまな体験を通してこれらにつなげることが必要であります。

このため、新年度におきましても、地域で体験活動に取り組んでいる富村牛小学校を含め、全小学校で土曜授業を実施し、土曜日に豊かな教育環境を提供するとともに、地域の幅広い世代の人と関わるほか、体験活動などにより、学習への意欲・関心を高める取り組みを進めてまいります。

また、各学校におきましては、学ぶ意欲の向上につながる授業の改善や学習環境の整備に努めるとともに、家庭学習の習慣化や生活習慣の定着に向け、学校と家庭が連携を図り、学力の向上を目指してまいります。

体力・運動能力の向上に関しては、各学校において、運動やスポーツの楽しさを味わい、達成感が得られるよう体育授業の充実を図るとともに、スポーツ少年団やスポーツ競技会などの社会教育活動を通じて運動の楽しさや喜びを実感させ、積極的に運動に取り組む意欲や態度の育成に努めてまいります。

2) 学習指導要領の改訂を踏まえた特色のある教育と指導体制

社会の情報化やグローバル化、人工知能の発達など急激な変化が見られる時代にあつて、子どもたちに求められる資質や能力を備えることができる学校教育を進めていくため、「社会に開かれた教育課程の実現」を理念とする学習指導要領の改訂が行われました。

新年度から、道徳教育が小学校で特別な教科とされるほか、小学校における3年生以上の外国語活動については、平成32年度からの本格実施に向けた取り組みを段階的に行っていくことなどが求められております。

このため、学校における教育活動に加え、新たに外国語に慣れ親しむ事業に取り組んでいくほか、情報活用能力を育成するため、タブレットなどのICT機器を活用した授業の工夫、改善を進めてまいります。

学習指導の体制につきましては、少人数学級の実現や複式授業の効率的な運営などに対応するため、新年度においても町費負担教員を配置し、それぞれの目的に応じたきめ細やかな学習指導の充実を図ってまいります。

3) 地域と共にある学校づくり

「社会に開かれた教育課程の実現」に向けては、学校と地域や保護者との間で目標を共有すると共に、地域の人的・物的資源の活用や社会教育との連携など学校教育を社会と共有・連携しながら教育課程を実施する、いわゆる「地域と共にある学校づくり」が求められております。

このため、地域ぐるみで子どもたちを守り育てる仕組みとして「コミュニティ・スクール」制度があり、同じ理念である全町教育活動も踏まえながら平成31年度の導入に向け、具体的に検討を進めてまいります。

また、小中一貫教育についても、教育を取り巻く情勢変化に対応していく新たな形として、引き続き調査・研究を進め、その必要性や効果、児童・生徒に与える影響など、新得・屈足・富村牛それぞれの地域事情も踏まえながら前向きに検討をしてまいります。

す。

4) 特別支援教育の充実

特別支援教育につきましては、支援を要する子どもたちへの適切な指導を行っていくため、幼・保・小・中・高・高等支援学校と発達支援センターとの連携により、幼児から高校卒業まで、個々に応じた一貫した指導や支援が行われるよう、個別の支援計画を作成し、保護者や関係機関と連携・協力を図ってまいります。

5) 安全・安心の確保

児童・生徒の安全・安心の確保は、日常の生活において、自ら危険を回避し、身を守ることができる必要があります、そのための防災対応の知識や危機対応能力の育成を図ってまいります。

また、子どもたちの通学時の安全確保のため、「子ども110番の家」の設置や登下校の見守りなど地域ぐるみの安心安全対策に取り組んでまいります。

さらに情報教育を通じて、有害情報から子どもたちを守る取り組みを引き続き推進してまいります。

6) いじめ、不登校等の生徒指導の充実

いじめや体罰は、児童・生徒の心を大きく傷つけ、不登校や自殺などの引き金になる可能性もあることから、その理由を問わず絶対に許されないという強い認識のもと、関係者の情報共有や保護者のご理解・ご協力をいただきながら、未然防止に努めるとともに、事例が生じた場合は早期発見・早期解決に取り組むほか、教育相談の充実を図ってまいります。

不登校につきましては、さまざまな要因が考えられることから、関係機関が連携しながら児童・生徒の状況に合った対応を行い、不登校の解消につながるよう支援をしてまいります。

7) 学校施設・備品等の教育環境の整備と教職員の住環境整備

児童・生徒が学びやすい学習環境を保持するため、学校施設において、経年劣化などにより必要な部分については、随時改修を行うほか、今後、計画的に大規模改修も進めてまいります。

また、各学校の教材や備品についても必要な物品の整備を進め、教育環境の改善に努めてまいります。

教職員住宅につきましては、ニーズに合った住環境の改善を図るため、民間活力による住宅整備を進めるほか、既存の教職員住宅については、必要な維持補修を行っていくとともに、今後の住宅需要を想定し、余剰住宅の一般開放や廃止等の検討を行ってまいります。

8) 学校給食の充実

学校給食につきましては、児童生徒の健全な発育を支えるとともに、食材の地産地消など地域に根ざした食育を推進し、手作りによるおいしい給食の提供に努めてまいります。

また、農協青年部の協力のもと、新得産食材のみを使用した「Sランチ」や、姉妹町および友好都市の食材やレシピを活用した給食を提供するなど、特色ある給食と交流に取り組んでまいります。

学校給食共同調理場は、設備の老朽化が見られることから、新年度はボイラーの更新を行うほか、煙突のアスベスト除去と断熱材の改修もあわせて行ってまいります。

9) 新得高等学校と新得高等支援学校への支援

創立70周年を迎える道立新得高等学校につきましては、平成30年度末で輝かしい歴史に幕を閉じることになりますが、第3学年の生徒が最後まで充実した高校生活を送られるよう、これまでと同様に支援をするほか、閉校記念事業への支援も行ってまいります。

道立新得高等支援学校につきましては、開校3年目を迎え、3学年がそろった学校運営が進められます。

地域活動として、さくらプロジェクトなど独自の取り組みや町内各事業所での現場実習など特色のある活動が展開されております。

新年度におきましても、通学バスの確保をはじめ、実習先や足の確保、協力会への支援、北海道教育委員会との委託契約により給食の提供などを引き続き行ってまいります。

10) 町立高等学校の設置検討

町立高等学校の設置に関する検討につきましては、この間の議論や意見などを踏まえ、議論のたたき台とする「町立高校の望ましい姿について」と「財政シミュレーション」を作成し、町民検討会議や議会などに内容の説明を行ってきたところであります。

高校の設置は、学びの場を置くことに限らず、若い世代の流入と町内経済への効果、将来の産業の担い手の確保、人口対策などさまざまな可能性があり、町の地域振興につながるものと考えられますので、引き続き町民の皆さんと協議を行い、合意形成が図られるよう努力してまいります。

2. 社会教育

町民一人ひとりが、ふるさと新得に愛着と誇りをもち、豊かで潤いのある生活が送れるよう、各種施策を展開するとともに、住民の自主的、主体的な学習活動やサークル活動を支援してまいります。

また、全町教育の理念に基づき、子どもから大人までが、生涯にわたって、ともに学び合い、育ち合える地域づくりを目指してまいります。

1) 社会教育

子どもたちの「生きる力」は、多くの人との関わりや、多様な経験を重ねていく中で育まれていくものです。

そのため、社会教育関係団体や関係機関等と連携し、子どもたちが幅広い世代の人と触れ合える機会を積極的に設けるとともに、町民大学の各種講座を通して体験活動の機会を提供してまいります。

ふるさとに対する誇りと郷土愛を育む手段の1つとして、関係団体等と連携を図りながら、町の歴史や文化、文化財等の整備に努めるとともに、それらを町民に理解してもらうため、学習機会の提供や情報発信を行ってまいります。

公民館は、生涯学習活動の拠点として、また、地域コミュニティの拠点施設として今後も末永く町民に利用していただけるよう、建物や設備の老朽箇所の修繕を計画的に実施し、維持・管理に努めてまいります。

公民館主催事業として、本町出身の指揮者、及川光悦氏が代表を務める日本音楽文化交流協会との共催により、6月にブルガリア出身のピアニストを招聘（しょうへい）したピアノリサイタルを開催し、町民に優れた音楽に親しむ機会を提供してまいります。

昭和53年に開館した図書館は、本年7月に開館40周年を迎え、記念事業として著名な絵本作家による記念講演会や、図書館利用者への記念品として「ライブラリーバッグ」を配布してまいります。

2) 社会体育

一昨年の台風により大きな被害を受けたサホロリバーサイドパークゴルフ場および芝生ランニングコースにつきましては、新年度から本格的な復旧工事に着手し、ランニングコースは秋頃、パークゴルフ場は平成31年度の供用開始を目指してまいります。

サホロリバーサイド運動広場の拡張整備工事は最終年度を迎え、秋頃にはインフィールドに人工芝のサッカーコートを備えた全天候型陸上競技トラックが完成する予定であります。

それに伴い「スポーツ合宿の里」事業では、復旧する芝生ランニングコースと合わせて、実業団や大学の陸上競技部に対してのピーアール活動に力を入れ、あらためてスポーツ合宿の誘致に努めてまいります。

また、これまで以上に陸上競技に親しめる環境が整うことから、町内の子どもたちの運動能力の向上や、陸上競技のさらなる普及に向け、定期的に町民大学陸上教室を開講してまいります。

結び

以上、教育行政執行にあたっての主な考え方を申し上げました。

次代を担う人材の育成は、社会の変化の中で今後ますます重要性を増すとともに、本町の持続的発展に向けても欠かせないものであります。

こうした情勢を的確に捉えながら、今後もさらに本町教育の充実、発展に努めてまいりますので、町議会議員各位と町民の皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

〔武田芳秋教育長 降壇〕

◎菊地康雄議長 これをもって町政執行方針、教育行政執行方針および提出議案の説明を終わります。

◎菊地康雄議長 村田博議員が着席されましたので、全員の出席となります。
暫時休憩いたします。11時5分までといたします。

(宣告 10時53分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時05分)

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第8号から議案第21号までの議案につきまして、議長を除く11名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第21号までの議案については、議長を除く11名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決しました。

◎日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

◎菊地康雄議長 日程第4、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について、ご説明申し上げます。

人権擁護委員の候補者に、新得町西3条南6丁目2番地、佐々木裕二氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

佐々木氏は昭和23年9月生まれの69歳であります。平成24年7月から2期6年間、人権擁護委員を務められ、相談、啓発活動に積極的に取り組んでいただいているところであります。人格、識見とも適任でございますので、候補者として推薦するものでございます。

なお、任期は平成30年7月1日から平成33年6月30日までの3年間であります。どうぞよろしくお願いいたします。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、諮問第1号を採決いたします。

推薦することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は推薦に同意することに決しました。

◎日程第5 議案第3号 専決処分の承認について

◎菊地康雄議長 日程第5、議案第3号、専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第3号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

次のページをお開きください。

専決処分書、平成29年度新得町一般会計補正予算、専決第3号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

次のページに移りまして、この補正予算は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出

それぞれ1,287万5,000円を追加し、予算の総額を75億6,488万1,000円とするものでございます。

9 ページ、歳出をお開きください。

4 款、衛生費、清掃センター管理費、12節、役務費から15節、工事請負費では、2月16日より清掃センター焼却炉の故障により、帯広市くりりんセンターへのゴミ処理および修繕に係る費用として、廃棄物処理手数料およびゴミ運搬業務委託料、焼却炉補修工事費をそれぞれ新たに計上してございます。

8 ページ、歳入にお戻りください。

18款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、公共施設整備基金繰入金および財政調整基金繰入金をそれぞれ増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いいたします。

[金田将副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第3号を採決いたします。

本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号はこれを承認することに決しました。

◎日程第6 議案第4号 工事請負契約の変更について

◎菊地康雄議長 日程第6、議案第4号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

[渡辺裕之総務課長 登壇]

◎渡辺裕之総務課長 議案第4号、工事請負契約の変更についてご説明いたします。

下段の提案理由でございますが、工事の実施により道路補修砂利と産業廃棄物処理に係る数量が減少することから、契約の変更を行うものです。

内容といたしまして、1. 契約の目的。取水施設災害復旧工事でございます。

2. 契約の金額。変更前、6,663万円6,000円。変更後、6,314万7,600円となり、契約金額は、348万8,400円の減でございます。

3. 契約の相手方といたしまして、新得町3条南1丁目5番地、株式会社岩野建設、代表取締役社長 岩野光一。

なお、工期は、平成30年3月20日で変更ありません。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[渡辺裕之総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第4号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号 平成29年度新得町一般会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第7、議案第5号、平成29年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第5号、平成29年度新得町一般会計補正予算、第11号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,929万8,000円を追加し、予算の総額を79億3,417万9,000円とするものでございます。

第2条から第4条までの繰越明許費の追加、債務負担行為の追加、地方債の変更は、それぞれ第2表から第4表までによるものでございます。

4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正では、地域経済活性化事業以下5事業について、完了が平成30年度中になるため、翌年度に繰り越して使用できる金額の限度額を計上してございます。

5ページに移りまして、第3表 債務負担行為補正では、大家畜特別支援（新）資金（25年資金）の融通に伴う利子補給について計上してございます。

1枚めくりまして、6ページの第4表、地方債補正では、新たに適用見込みとなった1事業の追加と4事業の限度額の変更をしてございます。

14ページ、歳出をお開きください。

2款、総務費、一般管理費、4節、共済費では、制度改正による社会保険加入対象者増加に伴い、社会保険料を増額してございます。

12節、役務費では、後納郵便の実績により郵送料を増額してございます。

文書広報費、11節、需用費では、広報発行用印刷費の実績見込みにより印刷製本費を増額してございます。

下段から15ページ上段の企画費、19節、負担金、補助及び交付金では、バス運行に係る人件費等経常経費の増加により、地方生活バス路線維持補助金およびコミュニティバス運行事業補助金をそれぞれ増額してございます。

25節、ふるさと思いやり基金積立金から、中段の公共施設整備基金積立金では、それぞれ寄附金を財源として、基金積立金を増額してございます。

諸費、23節、償還金利子及び割引料では、過年度臨時福祉給付金事業の返還額の確定に伴い、補助金等返還金を増額してございます。

下段から16ページにかけての地域経済活性化事業では、平成30年度当初予算計上予定事業の一部を前倒して実施することにより、町内経済の活性化を図ることを目的として、

西1条改修調査設計業務委託料以下14事業に係る委託料、工事請負費、備品購入費の総額6,601万4,000円を新たに計上してございます。

なお、本事業については、完成が平成30年度中となるため、繰越明許費を設定してございます。

17ページに移りまして、3款、民生費、福祉対策費、19節、負担金、補助及び交付金では、制度改正により障害者自立支援給付等のシステム改修のため、北海道自治体システム協議会負担金を増額してございます。

25節、積立金では、寄附金を財源として、保健医療福祉基金積立金を増額してございます。

28節、繰出金では、国民健康保険事業特別会計への補てん的繰出金を増額してございます。

下段から18ページにかけての常設保育所費、7節、賃金および11節、需用費では、新得保育所の園児数の増加に伴い、臨時保育士賃金、調理用の光熱水費および賄材料費をそれぞれ増額してございます。

同じく、屈足保育園の園児数の増加に伴い、臨時保育士賃金を増額してございます。

19ページに移りまして、4款、衛生費、予防費、19節、負担金、補助及び交付金では、補助額確定に伴い帯広厚生病院運営費補助金を新たに計上してございます。

中段の清掃センター管理費、11節、需用費では、ゴミ焼却処理時間延長等実績に伴い光熱水費を、清掃センター集じん機等の故障による修繕料をそれぞれ増額してございます。

7節、賃金では、期末手当支給率改定および時間外勤務手当の実績により、塵芥(じんかい)収集処理作業員賃金を増額してございます。

下段から20ページにかけてのリサイクルセンター運営費、11節、需用費では、使用実績に伴い光熱水費を増額してございます。

21ページに移りまして、6款、農林水産業費、農村総合整備事業費、15節、工事請負費では、国の補正に伴い、上佐幌第3幹線明きょ排水路改修工事費および佐幌13号線改修工事費をそれぞれ増額してございます。

なお、本事業については、事業の完了が翌年度となるため繰越明許費を設定してございます。

1枚めくりまして、22ページをお開きください。

7款、商工費は財源の移動のみの補正でございます。

23ページに移りまして、8款、土木費、道路維持費、11節、需用費では、道路維持作業車の維持補修のため、修繕料を増額してございます。

13節、委託料では、歩道除雪の出動実績により歩道除雪・草刈委託料を、除雪・排雪支援事業業務の増加により冬道道路維持委託料をそれぞれ増額してございます。

道路新設改良費、19節、負担金、補助及び交付金では、北海道が行う神社橋架替工事に伴う町分の負担金として、神社橋架替負担金を新たに計上してございます。

下段の都市計画費は財源の移動のみの補正でございます。

1枚めくりまして、24ページをお開きください。

住宅建設費、15節、工事請負費では、国の事業採択に伴い、公営住宅新進団地新築工事費を増額してございます。

なお、本事業については、事業の完了が翌年度となるため繰越明許費を設定してござ

います。

25ページに移りまして、10款、教育費、事務局費、19節、負担金、補助及び交付金では、人員配置および給与改定により、職員退職手当組合負担金の一般職および事前納付金をそれぞれ増額してございます。

小学校費、学校管理費、18節、備品購入費では、次年度の富村牛小中学校教職員の配置数増加に伴う、校務用パソコン購入のため庁用備品購入費を、11節、需用費では、灯油の使用実績に伴い新得小学校の燃料費をそれぞれ増額してございます。

同じく、下段から26ページにかけての中学校費、学校管理費、18節、備品購入費では、次年度の屈足中学校教職員の配置数増加に伴う、校務用パソコン購入のため庁用備品購入費を増額してございます。

社会教育総務費、19節、負担金、補助及び交付金では、新得町ジュニア吹奏楽団の全道大会出場に伴い文化大会等参加費補助金を、寄附金を財源として文化スポーツ振興基金積立金をそれぞれ増額および新たに計上してございます。

体育振興費は、財源の移動のみの補正でございます。

下段から27ページにかけての町民体育館費、18節、備品購入費では、寄付を財源として、町民体育館のロビー用いす購入のため、町民体育館用備品購入費を増額してございます。

1枚めくりまして、28ページをお開きください。

14款、災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費および下段の観光施設災害復旧費は、財源の移動のみの補正でございます。

中段の公共土木施設災害復旧費、15節、工事請負費では、町道災害復旧工事費および普通河川災害復旧工事費をそれぞれ増額してございます。

なお、本事業については、事業の完了が翌年度となるため繰越明許費を設定してございます。

下段から29ページにかけての災害対応費、19節、負担金、補助及び交付金では、水道事業会計で実施する災害対応事業費の実績により、水道事業会計補助金を増額してございます。

9ページ、歳入にお戻りください。

14款、国庫支出金、社会福祉費補助金では、障害者自立支援給付等システム改修財源として、障害者総合支援事業補助金を増額してございます。

住宅費補助金では、公営住宅の新築工事に係る財源として、社会資本整備総合交付金を増額してございます。

公共土木施設災害復旧費補助金では、災害復旧事業に係る財源として河川等災害復旧事業補助金を増額してございます。

1枚めくりまして、10ページをお開きください。

17款、寄附金、総務費寄附金では、総務管理用としてふるさと納税をいただきましたので、新たに計上してございます。

民生費寄附金では、社会福祉用として2件のご寄付をいただきましたので、新たに計上してございます。

教育費寄附金では、社会教育用として2件のご寄付ならびにふるさと納税をいただきましたので、新たに計上してございます。

災害復旧費寄附金では、災害復旧用としてご寄付をいただきましたので、新たに計上

してございます。

11ページに移りまして、18款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、公共施設整備基金繰入金および財政調整基金繰入金をそれぞれ増額してございます。

1枚めくりまして、12ページをお開きください。

20款、諸収入、保険料収入では、社会保険加入者の増加に伴う社会保険料自己負担金収入を増額してございます。還付金及び返還金では、災害復旧費補正に伴う財源調整のため、備荒資金還付金を減額してございます。

雑入では、除雪・排雪支援事業利用料金を新たに計上してございます。

13ページに移りまして、21款、町債、災害復旧事業債では、4事業の起債額変更および新たに適用見込みとなった1事業の起債額追加を行ってございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号 平成29年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第8、議案第6号、平成29年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第6号、平成29年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,531万8,000円を追加し、予算の総額を9億5,168万7,000円とするものでございます。

7ページ、歳出をお開きください。

2款、保険給付費では、療養給付費の実績見込みにより、増額してございます。

1枚めくりまして、8ページをお開きください。

10款、諸支出金では、平成28年度給付費等負担金の精算確定に伴う返還金の確定により、補助金等返還金を増額してございます。

6ページ、歳入にお戻りください。

8款、繰入金、その他一般会計繰入金では、今回の補正の財源調整として補てん的繰入金を増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第6号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第7号 平成29年度新得町水道事業会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第9、議案第7号、平成29年度新得町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第7号、平成29年度新得町水道事業会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第1条、平成29年度新得町水道事業会計補正予算、第2号は、次に定めるところによるものでございます。

第2条では、予算第4条、本文かつこ書きにおける資本的収入が資本的支出に対して不足する額の補てん内容の改定、資本的収入支出予定額について補正をするものでございます。

第3条では、第2条本文にて追加しました繰越利益剰余金の処分について定めるものでございます。

2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について事業実施主体の変更、工事請負費の変更および起債額の変更により、収入および支出を補正するものであります。

収入では、第1款、資本的収入、第2項、企業債において、起債額の変更により、42万4,000円を減額し、第3項、補助金においては、事業財源負担の変更により、一般会計補助金487万5,000円を増額しております。

第4項、補償金においては、事業実施主体の変更により1,380万2,000円を減額しております。

支出では、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費で委託料において、神社橋・本通橋の橋りょう添架管(てんがかん)移設設計費の一部、1,048万6,000円を減額しております。

また、工事請負費において、取水口災害復旧工事の設計変更の議決に伴い348万8,000円を減額しております。

第3項、企業債償還金において、平成28年度に借り受けた災害復旧事業債のうち応急復旧分が、本年度実施の災害査定により補助対象となったため、補助額相当分を繰上償還するものであります。

次の３ページから６ページにかけては、今回の補正に伴うキャッシュフロー計算書、予定貸借対照表の資料でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[金田将副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第７号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。
よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 意見案第１号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における
新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書

◎菊地康雄議長 日程第１０、意見案第１号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第１号は総務厚生常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

◎休 会 の 議 決

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

議案調査のため、３月３日から３月１２日までの１０日間、休会することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、３月３日から３月１２日までの１０日間、休会することに決しました。

◎散 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 １１時３４分)

平成30年第1回新得町議会定例会（第2号）

平成30年3月13日（火曜日）午前10時開会

○議事日程

日程番号	議件番号	議件名等
		諸般の報告（第2号）
1		一般質問

○会議に付した事件

諸般の報告（第2号）
一般質問

○出席議員（12人）

1 番 長 野 章 議員	2 番 村 田 博 議員
3 番 湯 浅 佳 春 議員	4 番 佐 藤 幹 也 議員
5 番 貴 戸 愛 三 議員	6 番 若 杉 政 敏 議員
7 番 湯 浅 真 希 議員	8 番 廣 山 輝 男 議員
9 番 柴 田 信 昭 議員	10 番 吉 川 幸 一 議員
11 番 高 橋 浩 一 議員	12 番 菊 地 康 雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	浜	田	正	利
教	長	武	田	芳	秋
監	員	下	浦	光	雄
査					
委					

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副	町	長	金	田	將
総	務	課	渡	辺	裕
					之

地	域	戦	略	室	長	東	川	恭	一
町		民	課		長	鈴	木	貞	行
保	健	福	社	課	長	坂	田	洋	一
施		設	課		長	初	山	一	也
産		業	課		長	石	塚	将	照
税	務	出	納	課	長	若	原	俊	隆
児	童	保	育	課	長	中	村	勝	志
消		防	署		長	増	田	和	彦
産	業	課	長	補	佐	福	原	浩	之
産	業	課	長	補	佐	佐々	木	隼	人
児	童	保	育	課	長	桂	田		聡
屈	足	支	所		長	中	村	吉	克
庶	務	防	災	係	長	小	林	健	利
財		政	係		長	桑	野	恒	雄

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

学	校	教	育	課	長	佐	藤	博	行
社	会	教	育	課	長	岡	田	徳	彦
学	校	教	育	課	長	補	安	達	貴
				佐					広

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	岡	村	力	蔵
---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	橋	場	め	ぐ	み
書			記	菊	地	克		浩

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 10時00分)

◎諸般の報告（第2号）

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第1 一般質問

◎菊地康雄議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

[長野章議員 登壇]

◎長野章議員 私は今回の一般質問では、一昨年の災害の復旧など、ほとんど29年度で終了すると伺っておりますので、今後ということで商工業の振興をどう図っていくかについて、町長と議論させていただきたいというふうに思います。

通告書のとおり、商工業の振興をということで朗読して、通告をさせていただきたいと思います。

1. 商工業の振興を

今日までの商工業の振興は、商店街活性化事業で新規開店支援、空き店舗再生支援事業などが行われましたが、大きく商工業の振興にはつながっていないのではないかと、私はそういうふうに思っているところであります。

これらを踏まえて、これまでに行政として商工業に係る実態調査が実施されているのであればそれを基に、また行われていないのであれば早急に調査を行い、高齢化や後継者問題を抱える商業関係へどのような支援が振興につながるか検討すべきと思います。

次に町内の買い物難民といわれるかたがいると思いますけれども、このような課題を解消するために、移動販売、配達業務を町内の商工業者の人たちの協力のもとに、行政とタイアップをして、地域おこし協力隊移動販売事業の実施を提案したいと思います。高齢化の中でますます増える買い物に行けない高齢者への大きな支援になるかというふうに思います。

現在、「そばくる」、地域コミュニティバスでかなり買い物難民のかたも利用されているというふうに思いますけれども、しかし、まだまだバス停まで行けないとか、そういったかたが現在もいるというふうに思いますけれども、これからどんどん増えていくのではないかなというようなことから、こういった制度を利用しながら商工業の活性化を図ってはいかがかということで、ご提案申し上げたいと思います。

いま一度、商工振興について考える必要があるのではないかと。雇用の情報提供、地域の食と農に根差した特産品開発、新しく商売を始める若い人たちへの支援、生産者と

消費者、商店街と来訪者をつなげる仕組みづくりが必要と思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 長野議員のご質問にお答えいたします。

はじめに町内商工業者の現状把握に関する調査を平成27年から28年にかけて実施しております。

この中で経営者の年齢構成や後継者に関する調査も行い、結果、経営者の6割が60歳以上、また、7割以上の事業所で後継者が不在との実態が明らかになっております。

これまでの間、町では商工業の活性化のため、商工業活性化事業補助金制度を活用し、新規開店支援、空き店舗活用支援事業などを実施しておりますが、後継者不在の事業所については、特に意識したものが現状ではないというふうに認識した中で、第三者への事業承継ということもあらためて方策の1つとして考えていく必要があるかなというふうに思っております。

事業承継につきましては、国の事業承継補助金の活用が可能で、また、町の商工業活性化事業も一部活用できるところであります。

次に、買い物がままならないかたの対応ですが、過去には移動販売や配達を行う事業者が町内で営業されておりましたが、現在は、生活協同組合による宅配事業がそれらに代わる手段となっているところであります。

現在のところ、そうした買い物がままならないかたの人数や、どのようなものを望まれているかといった需要の把握ができていないのも現状であります。

また、総合的な商工振興策についてであります。住民の皆さんが不便なくこの町に住み続けていくためには、一定の商店等が必要不可欠というふうに考えております。

今後、提案をいただいたことを含め、商工会関係者とも協議を進め、将来を見据えた商工業の有り様を検討してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 答弁をいただきました。私もさきほどご提案申し上げたんですけれども、地域おこし協力隊販売事業で振興業を図ったらどうかということで、この方策を構築できないか、検討してはいかがかなというふうに思っています。

この事業は長野県の町の一部で実施されています。地域おこし協力隊ですから、3年間しかないわけなんですけれども、その3年後にはできればその人に起業していただくというか、それまでの間は町内の商工業者の協力を得て、そこが事業主体になっていただいて、ゆくゆくは担っていただく人が起業できるような、そういうふうになればいいなという、それだけのニーズが今、町長からも話がありましたけれども、どのくらいのニーズがあるかというのは分かっていない。私も別に調査したわけではありませんからあれなんですけれども。

ただ、やはりそういうことが、生活協同組合が移動販売をしているわけなんですけれども、それとは別に例えば配達業務を自分で行ってみて、帰り自分で荷物を持って来れないとかという人がやはりいるかなと。それらもそういう事業をやってはどうかということで、ご提案申し上げたいというふうに思いますので、ぜひ検討していただければなというふうに思っています。

私もこの商工業の振興について、私が議員になってからいろいろ2011年の9月議会では商工業の活性化ということでご質問させていただきましたけれども、このとき町長は、「駅周辺再整備、町の将来構想が大きな課題であり、また北広場の有効利用についても、それらと検討していく必要があるのではないか」という答弁をいただいていますし、そのときにも、今日、さきほど答弁いただきましたように住民のかた、それから商工会のかたがたと検討していくというような話もいただいたわけですが、すけれども。

2013年3月議会には市街地の再開発をとということで、質問させていただきました。このときも駅前再整備の必要性などを認識していると。関係機関に参画していただいて構想の策定を行いたいというような答弁もいただいているわけですが、このように前向きの答弁はいただいているわけですが、

しかし、私が思うにやはりなかなか振興につながっていないんじゃないかというようなことで、どのくらい大きな事業をやればつながるかというのはそれはまたあれですが、しかしながら、こういった中で本当に新得の商工業者の人たちと話し合って、そして、どうというのが振興につながるのかということをぜひ行政として町主導というか、私は町長主導というふうに言うんですけれども、町長主導でやっていただけないかなというふうに思っています。

そうしないと、なかなか私たちが一般質問して話をしてもそのときには相当前向きな答弁をいただくわけですが、実際的にはなかなかそういったつながっていないというような現状かなというふうに思いますので、ぜひ振興策を策定していただいて、振興策を講じていただくように、町長の考え方を再度伺っておきたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。長野議員の話の中になかなか現状が変わらないという立ちも若干あるかなというふうに話を聞いていて感じたところです。

その上で、行政の役割をあらためて話をさせていただきます。

1つはやはりインフラだと思っています。これはやはりどうしても駅を中心としたインフラというのはやっていかなくてはならないというふうに考えております。

しかし、反面、場合によっては個人のかたの財産をやはりどうにかしなくてはならないという問題、現実の問題として出てくるかなということでありまして、最初に行政が取り進めたときはそういったこともあるので、町有地だけということで話をスタートさせていただきました。

その後、商工会の方も今、いろんな努力をされているというふうに聞いておりまして、早い時点で1つのたたき台が示されるというふうにも伺っておりますので、そういう意味でインフラというものについてもあらためて対応につきましても考えていきたいなというふうに思っています。

もう1つはやはり経営でありまして、その経営の中で商工業者がどう黒字を出した中で持続的な経営ができるか、そういったことをわれわれ行政がどこまで応援すれば不安が少しでもなくなったような経営につながっていくのか、この辺がもう1つのポイントかなというふうに思っております。

そういったことを踏まえた上で少人数のかたなんですけれども、何人かのかたと意見交換をさせていただきまして、自分の経営は黒字であると、しかし、後継者がいないのも現実と。第三者に承継が可能であれば町長、何かいい方法がありませんかという、そういう話もいただいているかたもいます。

そういった中で、金融機関のかたを含めてどんなことができるのか、話をさせていただいたことがあるんですけども、結果的にそれ以上進んでいないのが現状でありますけれども、やはりいかにしてまちなかの商工業全般の灯を消さない努力というのは本当に私も必要だというふうに思っております。

長野議員からも話があった地域おこし協力隊の利活用についても選択肢の1つというふうに認識を持っておりますので、さきほど話しましたけれども、提案をいただいたことを含めて多くのかたと協議を進めながら今後につきましても考えていきたいなと思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 答弁をいただきました。私もこの商工業、かなり第一次産業の振興と同じようなあれですけども、確かに難しいのかなと、そういう認識はしているわけですけども。

今、承継問題も出ましたが、農業ですと、新規就農事業であれですけども、商工業の方にもさきほど話がありましたけれども、いろんな補助制度というか、そういったものを入れていただいて、そういうのはあるわけですけども、实际的に承継というか、後継者のいない人たちが第三者に譲るときの、これが本町の承継の例えば支援策ですというのは私はないというふうに思っているんです。だから、そういうのを表に出してやっていったらどうかなというふうに思っています。

今回、浜田町政4期目の公約の中でも16の重点施策の中でまちの活性化をということがうたわれていますし、商工業振興についても掲げられているわけですけども、なかなか公約が4年間のうちで、1期の中で完結するとは私も思ってはいませんが。

しかし、町長の公約の中でやはり4年間で例えばこれだけは実現したいとか、これだけは実現させるというものが私は必要でないかなというふうに思っているんです。ですから、それが商工業の振興策になるかどうかというのはそれはまた皆さんと相談してほしいですけども、そういったことも含めながらぜひ考えていただいて私は4期目の最後まで4年間あるわけですけども、その中でこれだけはというのがやはりあっていいような気がしますので、後援会だよりやなんかでそういったのがうたわれているわけですけども。

しかし、その16項目とまた三十何項目の中ですから、たぶんどできるものとできないものがあるのかなというふうには思いますけれども、ぜひそういったことで私はこの4年間にこれだけやるというのを、例えば私にしたら商工業の振興、これだけはやるといのがあればぜひそういうような中でやっていただければなというふうに思いますし、こういった形がまちの振興につながるのかというのはなかなか難しいというふうに思いますし、私もこれだというのはなかなかないのかなと思いますけれども、今まで町長から答弁いただきましたいろんな駅前周辺の整備ですとか、そういったのでやはりどこかで完結しないとなかなかこれはまちの活性化にはつながっていないのかと。

その時期がどうなのかというふうにやはり私は今、結構急がれるのではないかなと思うんです。だから商工会さんの方でも検討はしていますし、町も検討しているのかなというふうに思いますけれども、町の検討具合が私はあまり見えておりませんので、商工会さんの方では何回か説明会があって、説明を聞かせていただきましたけれども、そういった中でぜひタイアップして早めの結論を出していただいて、ぜひ商工業の振興につなげていただければなというふうに思いますので、もう私最後になりますけれども、町

民に約束すべき事柄があればぜひやっていただいて、それに向かって事業を進めていただければというようなことで終わりたいと思います。町長の考えを最後にお伺いしておきたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 力強い宣言ができればいいのですけれども、いずれにしても行政の役割、さっき言ったようにインフラというのがやはり大きな問題だというふうに思っていますので、少しでも前に進むように努力をしていきたいとしか、今答弁できないですけれども。

その上で、いろんなかたと話をするときに、やはり将来に対する不安、必ず出てきます。やはり一番大きいのは人口減少というものの、それからやはり消費の動向が、例えば大型店を含めて、心理的に昔と違うというものが結構根底にあるのかなというふうに、話を聞いていて思いました。消費の動向を新得町の商店街の中でできるかどうか、心をつかむことができるかどうか。これはやはり商工業者自ら努力をしてもらわなくてはならないのはもちろんでありますけれども、そこにわれわれ行政と一緒にした何かを入れることによって、少しでも満足度を高められるような方策というのはこれからもやはり勉強しながら努力していかななくてはならないかなというふうに思っております。

その上で、人口問題の延長線上であります、サホロリゾート地区、ご承知のとおり極端ですけれども、その日によっては一晩で600人、700人、800人というかたが滞在しております、極端なことをいけば人口の1割であります。

そういった人たちが市街地に出て、少しでも消費をしていただきたいということで、足の確保を今、努めてきておりまして、その成果というのはわれわれ把握していないんですけれども、人の問題で消費が解決するのであればやはり身近なところに今、来られている人たちをなんとか消費につなげるような努力というのもこれからもしていかななくてはならないというふうに思っております。

いずれにしても、灯を消さないよう努力をしていくとしか、今、答弁の言い様がないので、申し訳ないんですけれども、現状での答弁とさせていただきたいなと思っております。以上であります。

[長野章議員 降壇]

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

[廣山輝男議員 登壇]

◎廣山輝男議員 それでは、私の方から2項目、質問させていただきたいと思います。1項目目については全町教育推進施策に関する公的見解を求めますということで、伺っていききたいと思います。

1. 全町教育推進施策に関する公的な見解を求めます

新得町の子どもたちの「真の学力の向上」と「豊かな心」、「健やかな体」の育成のため、「幼、保、小、中、高の連携」や地域の教育力を生かすためとした「全町教育」について、平成23年度から全町教育を推進する方針をまとめ、平成24年度から本格的に実施して6年目を迎えています。

しかしながらこの間、当初の推進組織を「全町教育推進本部」、後に「全町教育推進会議」さらに「全町教育地域協議会」に再編・見直しされています。加えて、任意で組織されている「学校」、「PTA」、「全町教育地域協議会」などの団体参加も含めて組

織されていると聞きました。学校、家庭、地域がお互いに連携しあって全町教育を進めることについては私も理解しているところですが、今日、聞くところによると、本来は任意組織である「地域協議会」は社会教育関係団体ですが、事務局等に「教育委員会」が加入していることから、事業展開を誰が実行しているのか、責任の所在はどこなのか等々さまざまな疑問や、「社会教育法」の法的裏付けの指摘もあると考えられます。

また、別の案件として、行政執行方針では、全小中学校で土曜授業を実施する方針と聞き、富村牛小中学校が新たに参加することになると聞いております。

1点として、全町教育は学校教育法を基に、学校関係者が実行されることは当然として、町民や社会教育団体へは「奨励」する立場で推進されていると考えられていたましたが、教育委員会の法的な扱いも含め、真摯（しんし）に適正なご回答を1つは伺っておきたいと思います。

2点目に土曜授業を実施する富村牛小中学校が参加する理由について伺っておきたいと思います。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

[武田芳秋教育長 登壇]

◎武田芳秋教育長 廣山議員のご質問にお答えいたします。

全町教育は、教育基本法第13条に規定されております「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の趣旨に基づき、町民一人ひとりが教育の当事者としてそれぞれの役割を自覚し、町民総ぐるみで子どもたちを守り、育てようといった取り組みであります。

この取り組みの推進にあたりましては、平成23年度に行政と地域のさまざまな団体とで組織する「全町教育推進本部」を立ち上げ、学校教育活動や社会教育活動において、地域の人材を積極的に活用するなど、行政と地域が一体となって、子どもたちにさまざまな人と関わる場や、多種多様な体験活動の場を提供してまいりました。

その後、参画するかたがたからの「全町教育は町の重点施策であり、行政がもっとリーダーシップをとるべき」との声を受けまして、いわゆる半官半民の組織でありました推進本部を解散しまして、平成28年度から教育委員会内に、教育長を会長とした、学校、家庭、地域それぞれの立場の代表者などで構成する「全町教育推進会議」を設置し、取り組みを継続しているところであります。

その上で、1点目のご質問であります。全町教育の取り組みにつきましては、議員が話されたとおり、町民や参画する社会教育関係団体等に対して、あくまでも「奨励」として推進をしております。

2点目の土曜授業に関するご質問であります。新年度におきましても新得小学校と屈足南小学校において、土曜授業を引き続き実施することとしており、富村牛小中学校につきましても、地域活動として取り組んでいますグリーンクラブ少年団活動が、体験活動を主とする土曜授業の目的と合致していることから、その活動を土曜授業と見なすこととしており、これまでどおりの取り扱いと変わりはありません。以上であります。

[武田芳秋教育長 降壇]

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 お答えいただきまして、お答えだけを聞いておりますと、私の質問とお答え、全く一致しているようなご発言のように伺われるのでありますが、たまたま昨年28年度からいわゆる推進会議というのを、本部から発展的に見直した推進会議、ここに全てが1つ組織体をつくりながら全町教育を進めるというような形になっていると

ころが私の法的な立場からいうと疑義あるということで、今回の問題提起をしているところでもあります。

つまり社会教育法ではいわゆる教育課程以外のことを指しているというふうに私は教育法の第2条から指して受けて止めているところでもあります。

一方では裏を返すと教育委員会が全てを主管しながらやっているということであれば、それは私も全く賛成するところではありますが。いわゆる任意団体である等々の団体や個人を含めた中で、しかもかつ教育委員会がそこにリーダーシップをとれるような形で入って成立されるということについては、私ちょっと理解できないわけで、その辺について今回もやはり問題提起しているところでもあります。

言い直して、整理して申し上げますが、全町教育が実施されて今年で7年ということで理解しているんですが、公の性質を有する学校教育課程として推進される全町教育はこの間話があったように推進本部、そして、推進会議というように衣替えしてきているわけではありますが、町民と関連される地域任意団体、町民とPTA等も入りますが、全町教育推進会議の組織、全町教育は町民の理解と協力で推進されると回答でも話がありますが、一般的にはそのように受け止められますが。

しかしながら、やはり社会教育法の関係からする団体の任意組織であるPTA等が全町教育推進会議に参加しているということそのものはやはり私は疑義を訴えざるを得ません。社会教育法第10条では、社会教育関係団体であり、公の支配に属しない団体であると。したがって教育委員会が事務局等を担うということになると、どうしても私は公的には疑義あるというふうにいわざるを得ません。

したがって、なんとか教育委員会が主体的に学校教育課程としての位置付けする中での管理や責任を果たす、そういう意味では新得町の教育行政の中心的な施策である全町教育についてはやはりいま一度この組織体制については見直してもらいたいなと、再考してもらいたいなということで、再度私の方から質問させていただきたいと思います。

2点目の関係について、土曜授業の関係はご回答いただきましたように、富村牛は昭和48年に結成されているグリーンクラブ、今年で44、5年になるわけですがけれども、そういう歴史ある地域の一体的なさまざまな当時は緑化推進といういわゆる当時の林野庁の1つの方針のもとで地域の学校のみならず、関係者と組織されて今日まで至っているところでもあります。

したがって、目的は土曜授業と一致するというふうな回答がありましたけれども、私、そのものについては否定しません。

しかし、そういったグリーンクラブそのものの目的の一部はやるということだろうと思うのでありますけれども、グリーンクラブの関係でいうと、毎日やることもありますし、1週間ぐらいたってから同じことを繰り返したり、あるいは登山なんかは1泊2日で行ったり、いわゆる土曜授業的からいうと、かなり離れてくる部分もないとは言えないわけであります。

しかし、裏を返すと、地域の1つの取り組みだと。そういう中に学校がそこに参画してともに子どもたちの教育力を高めるためということからすると、比較的そこは一致しないわけではありませんけれども、そういった意味で土曜授業の今回の、昨年からもやっているということ聞いておりましたけれども、その整合性をもう少し明確にしたいなというように、この2項目については問題提起しておきたいと思います。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 お答えいたします。全町教育地域協議会、本来であれば社会教育団体の任意団体でありますから、自立した運営をしていただくべきでありますけれども、全町教育、これは地域、学校、家庭が連携を図りながら取り組んできておりまして、地域の住民の立場で推進していただいている団体でありますし、立ち上げの当初から中心的な関わりを持っていただいている、そして、行政と協働しながら関わっていただいているかたがたであります。

現在、主体的に活動はしておりますけれども、自分たちで賄われたい、そういう事務的な部分につきまして、団体の意向もありまして、教育委員会が側面的に支援しているというところでありまして、あくまでも「奨励」の範囲でというふうに考えているところであります。

また、土曜授業の関係の整合性でありますけれども、土曜授業は地域のかたがたの人材を活用して、体験活動を通して子どもたちに自己肯定感だとか将来の生きる力だとか、そういうものを育んでもらうというような目的で取り組んでいるところでありまして、新得小学校同じく屈足南小学校でも年4回ほど取り組んでいるところでありまして、例えば新得小学校、屈足南小学校では、校外に出てハスカップを摘んでジャムをつくる体験をしたり、昔の遊びを体験したり、それから新得発祥地のフロアカーリングを体験したり、新得の歴史を知る新得ふるさとカルタだとか、そういう体験をしているところでありまして、富村牛小学校も従前から行っていますグリーンクラブ活動、さきほど言いましたけれども、体験活動が土曜授業の活動と一致しているということで、そういうところが整合性があるのではないかなということで考えておりまして、ちなみにグリーンクラブの昨年の体験活動でありますけれども、5月に山菜採り、野外の自炊ということでハイキングをしております、7月にはカレーづくり、薫製づくりなど、キャンプファイヤーだとかを体験するキャンプを、ネイパル足寄の方でやっていっておりますし、10月に木や森林に親しむ体験ということで森林の学習を行っているところでありまして、1月にはサホロ湖でワカサギ釣りなど、そういう体験をしております、こういう体験が土曜授業と一致しているというようなことで考えているところでもあります。以上であります。

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 今、ご回答いただきました。1点目の関係についてはあくまでも「奨励」の範囲だということですが、私は「奨励」そのものはそんなに否定はしていない。誤解しないように。

要は教育委員会そのものが主管になって全てを当初の推進本部、そういう形に戻してやることについては何ら問題にしませんから、その部分だけ、組織体制の関係についてはあまりにもやはり社会教育の方の中に法的に入り込みすぎていることでは私はたいへん問題視しているところでもありますから、その辺については再度検討していただければありがたいかなということで申し上げておきます。

それから、富村牛の関係については、土曜授業については、確かに一致するところがたくさんあるのであります。その歴史の重みといったことからすると、今回の土曜授業に、一般的な授業の中でやるのが過去は土曜授業のない時代は一般的な中で、授業の中でやっておりました。

ですから、土曜授業以外の中でも当然いわゆる普通の教育の授業の中でそこでもやるということで私は受け止めておきたいのですが、その辺についてだけ、伺っておきたい

わけです。

何となれば、私は実はここに3年間おまして、授業の中で私も講師としてそこに行つて、例えば木炭づくりなんかは、初日穴掘りから1週間後に木炭を入れる。それから3日後には火を入れる。それから2週間後には火を付けたものが結果的にできるわけですから、1カ月ぐらい同じ授業をやっていた、授業の中で。

ですから、それが今度は、今度というわけではないんだろうと思うんですけども、土曜授業ですから、いわゆる土曜の中でやるみたいなおこなうことがどうなるのかなということも1つは、1つの取り組みの選択肢の問題は1つはあるのかもしれませんが、そういった意味でも整合性がどうなのかということも1つは求めているわけですからぜひその辺、結果的には学校の負担になってくるのではないかと。普通の授業でもやるし、当然いわゆる授業が終わった後に土曜日でもやる、今はこういうことになるわけです。

そんなことがどうなのかということについてだけ、最後に伺っておきます。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 お答えいたします。1点目の全町教育の関係でありますけれども、いわゆる団体におきまして自主的に主体的に計画的に取り組まれていますので、お互いに情報を共有しながら連携を持ちながら推進していくかなというふうに思っております。ときには団体の方から求めに応じまして必要に応じて助言などを行っていくようになるかなというふうに考えているところであります。

次に土曜授業の関係でありますけれども、今、議員の言われました部分につきましては、たぶん総合学習の中でやられるいる部分かなと思ひまして、土曜授業、さきほど私も何点か申しましたけれども、これは土曜日の中で、土曜日に主にやっているということで、そういうことが土曜授業というふうにみなしているということで、全体的な部分につきましては総合学習の中で行われているというふうに認識しております。以上であります。

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 全町教育の関係、率直に私は理解できておりませんので、また別な機会にやらせていただきたいと思います。

2点目に教職員の長時間労働の是正策のその後の取り組みについてに入らせていただきたいと思います。

2. 教職員の長時間労働の是正策のその後の取り組みは

先の議会でも「長時間労働の是正」について求めました。議論結果として、北海道教育委員会で「年度内に時間外勤務の縮減に向けたアクションプランを策定」の動きを注視する中で是正対策を検討するとなっていました。その後どうなっているのでしょうか。

また、29年4月、道教委が示しました、「時間外勤務等の縮減に向けた重点的な取り組み」の具体的な取り組み実績と進捗（しんちよく）状況、この辺について伺ってきたいと思います。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

[武田芳秋教育長 登壇]

◎武田芳秋教育長 廣山議員のご質問にお答えいたします。

教職員の長時間労働の是正策に関するご質問についてであります。北海道教育委員

会において、去る2月14日に学校における働き方改革「北海道アクションプラン」の案を公表し、働き方改革を進めるための平成32年度末に目指す4つの指標として、部活動休養日の完全実施、変形労働時間制の活用、定時退勤日の実施、学校閉庁日の実施をそれぞれ100パーセントとする指標が設定されております。

また、具体的な取り組みとして、本来担うべき業務に専念できる環境の整備、部活動指導に関わる負担の軽減、勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実、教育委員会による学校サポート体制の充実といった4つを柱とする取り組み項目が盛り込まれており、今後、これらに基づいた取り組みが進められるとともに、各市町村教育委員会においても、その役割に応じた対応が求められるものと考えております。

次に、平成29年度時間外勤務等の縮減に向けた重点取り組みについての本町の取り組み状況であります。重点事項として望ましい部活動の在り方、変形労働時間制や週休日の振替等の有効活用、管理職員による業務管理・業務改善、定時退勤日や時間外勤務等縮減週間の推進の4項目が掲げられ、それぞれの学校現場ではこれらについて概ね取り組まれていると考えております。

その上で、教職員の長時間勤務については大きな課題と認識しており、現在、本町における勤務状況の調査を進めておりますので、実態を把握し、その結果を基に教職員とも連携しながら業務の改善など時間外勤務の縮減に向けた検討を進めていきたいと考えております。以上であります。

〔武田芳秋教育長 降壇〕

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 いずれにいたしましても、アクションプランそれから昨年の4月に提起した道教委が示した、それは一定の整理をしながら项目的には取り組みをするということは話をいただきました。

結構これは、全国的な課題で北海道教育委員会だけがやっているわけではなく、今の政府、国の方針も具体的には決まっておりますけれども、働き方改革等々の関係も含めて、これは取り組まれていくことは当然であろうと思うのであります。

現実的にはたいへん難しい課題もないわけではないんです。率直に言って新しい指導要領のもとで、英語だとか道徳だとかさまざまな教科も増えつつあります。そういう学校の1つの方針もこれがたいへん重要なんですけれども。

2つ目に社会的な状況もたいへん厳しい状況があります。部活も子どもがいない中でどう担っていくかということになりますと、ほかのいわゆる社会的行事も含めてたいへん先生がたの負担というのは当然高くなっていくのは言うまでもありません。

したがって今、ご回答いただいたように、新得町としては今は具体的には調査中であるということは伺いました。できるだけ早く出していただければありがたいのであります。道教委だとか、あるいはアクションプラン、そういったものの項目が定時退庁だとか閉庁日を設けるだとか部活をこうするだとか、それはもう私も多少なりとも受け止めておりますが、具体的にはどういう形に今、考えておられるのか、この辺について。調査中は一方向であって、実際現場の調査もひとつやるのであります。しかし、道教委などのいきさつ、この関係についてはそれぞれの自治体の教育委員会が進めるものであるというようなことも上では言うておりますから、具体的にはどんな形で取り組まれるのか、もしそれは示せるものであれば示していただきたいと思います。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 お答えいたします。今現在、教育委員会とか学校長をはじめ、学校現場でもいろいろ常日頃から教職員の負担軽減、どうしたらいいかということで議論を重ねているところでありまして、十勝教育局の教育長部会というのがあるんですけども、その中でも学校の現場のかたがたと働き方改革につきまして意見交換もしております、そんなことも今行っているところでもあります。

今、言われました29年4月に北海道教育委員会から示された時間外勤務等の縮減に向けた取り組みということで、今現在新得町内で行われていることにつきまして触れたいと思いますけれども。

望ましい部活動の在り方ということでありますけれども、これは新得中学校、屈足中学校では部活動は基本的に日曜日休みにしているところでありまして、富村牛中学校では水曜日と日曜日、週2日休みにしているというような取り組みをしているところでもあります。

あと、変形労働時間制や週休日の振替等の活用ということで、これにつきましては町内全ての小中学校で修学旅行だとか体育祭や文化祭などの行事のときの振り替えなどで制度を活用しているところでもあります。

あと、管理職による業務の管理改善でありますけれども、これは常日頃から学校の校長、教頭が定時退勤するように促しているところでありまして、週休日の学校の巡回を今、廃止しております、校長と教頭の負担の軽減もしているところでもあります。

また、定時退勤日の設定ということで、必ずできているかというのは別でありますけれども、月1回か2回ぐらい、定時の退勤日を決めて、設定しているところでもあります。

そのほかに今後考えられるということで議論もしたところでもありますけれども、学校の関係するいろんな教育団体あります。学推協だとか教育研究所だとかありますので、その団体の見直しをして統廃合ができるのであれば、統廃合していくというようなことで考えておりますし、学校の閉庁日も今後できることであればどうかなというふうに考えておりまして、教職員の意識改革、これも今後やはり必要な業務、必要でない業務につきまして再度点検をしてあらためて意識改革をしていただければというようなことで考えているところでもあります。以上であります。

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 一応、道教委の関係の部分だけ、今は話をいただきました。率直に言いたいへん難しい。私の口から言ったらおかしいんですけども。だって学校では先生がたいろいろ努力して、教育委員会もそれなりに助言したり、お互いに議論して学校教育推進のためにさまざまなことをやってきたわけで、それを今言ったように「部活を日曜日は休みましょう」と言ったら、「日曜日大会あるだもん、どうしようもない」というようなことにもなります、率直に言いますと。

変形労働時間については、私はもう昔から変形労働時間だけはずっと対応してきましたから。これもたいへん難しい案件です。一学校だけが全部変形労働時間にして、何月何日の何時から何時はこれから休みだと、何十分か。その代わり、日曜日に出勤するんだからなんていうことなんだ、確かに。そんなことは学校行事の中では不可能、1つの業務の中では可能なんだけれども。業務というか、例えば同系なら同系という形の業務だったら、それは事務系だとかいろいろな錯綜（さくそう）はありますけれども。できないことばかり言ってどうしようもありませんけれども、いずれにしてもこれは今後たいへんな長時間労働の是正ということが最大の課題でありますから、それに向けて最大

限努力してもらう以外はないのであります。

したがいまして、調査等も速やかにしながら、今、道教委が示したとるべき課題の何項目は話がありました。そのことについて、一定程度やはりどうなったのかと、どうなっているのかということもやはり中間的に押さえながら、より推進されるように今日のところは求めておきますので、またいずれの機会に同じような質問も出るかもしれませんが、そういった意味では、さっきの調査の関係だけは1点、いつ頃まで終わらそうとしているのか、最後に伺っておきたいなと思います。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 お答えいたします。今現在、教職員の皆さんの協力もと、今月いっぱいまでということで、調査が返ってくる予定でありまして、その後、状況把握をして、課題だとかそんなことを分析して改善に向けてどんなことができるか、検討していくことになりますけれども、いつまでと今ここで明言できませんけれども、早い時期にできるように努力していきたいなというふうに思っているところであります。以上であります。

[廣山輝男議員 降壇]

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。11時5分までといたします。

(宣告 10時56分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時05分)

◎菊地康雄議長 5番、貴戸議員。

[貴戸愛三議員 登壇]

◎貴戸愛三議員 通告に従いまして、1項目質問させていただきます。質問の内容は町独自の子育て支援策が必要じゃないかということであります。

1. 町独自の子育て支援策を

現在、国が子育て支援の政策を策定し、また北海道も子育て支援策を発表し、子育て家庭への支援策を打ち出しました。それとは別に、道内にはそれ以前から子育て支援策を独自に行っている自治体が数多くあります。新得町もそれなりの支援策を行っていることは承知しているところではありますが、さらなる支援策の導入が必要と考えます。

その大きな目的は、第一には町内に住む子育て世代への負担軽減、もう1つは移住定住に向けた活動の大きなアイテムになる点と考えます。

そこで以下3点について、町としてどのような考えを持っているのかお伺いします。

1点目、保育料、幼稚園使用料の減免もしくは無料化について。

2点目、高校までの医療費助成について。

3点目は、発達支援センターの拡充であります。

平成30年度から小学校6年生まで対象児童が拡大される中で、発達支援センターの陣容は全く変わっておりません。これでは十分な療育活動はできないと考えます。人員、スペースの拡充は絶対必要と考えます。町の対応をお伺いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 貴戸議員のご質問にお答えします。

はじめに、国が実施している保育料軽減策ではありますが、平成28年度から世帯の市町村民税の所得割合計額が5万7,700円未満、例えばでありますけれども、家族構成として、夫婦と子ども2人の4人世帯での年収が約360万円程度の家庭では、第1子の年齢に関わらず、第2子の保育料が半額、第3子以降は無料となっており、現在、町内では14世帯18名の子どもが該当となっております。

また、平成29年度からは、北海道の少子化支援事業といたしまして、世帯の市町村民税の所得割合計額が16万9,000円未満、同様に例えばでありますけれども、家族構成として、夫婦と子ども2人の4人世帯の年収が約640万円程度の家庭では、第1子の年齢に関わらず、第2子以降が0歳児から2歳児の場合は保育料が無料になっており、現在、町内では30世帯30名の子どもが該当となっております。

この結果、負担軽減額の総額は664万9,000円になっております。

ご質問の保育料、幼稚園使用料の減免もしくは無料化についてであります。昨年12月に、政府が幼児教育・保育や高等教育の無償化を盛り込んだ新しい経済対策パッケージを閣議決定しました。

この中で、0歳児から2歳児は、住民税非課税世帯を対象に無償化、3歳児から5歳児につきましては、保護者の所得に関係なく認可保育所、幼稚園、認定こども園の利用者は無償化する内容となっております。特に5歳児については平成31年度から、3歳、4歳児については平成32年から無償化を検討していることから、本町も財源対策を含め、国や北海道からの情報収集を進め、無償化に該当しない世帯への対応につきまして検討してまいりたいと考えております。

幼児期の教育・保育は、道徳性、社会性、知性や体力の基礎を養う重要な時期であり、子どもたちが質の高い教育・保育を受けることができる環境を整備することで、移住定住の1つのツールとなるよう、充実した子育て環境を今後も構築してまいりたいと考えております。

次に2点目のご質問であります「高校生までの医療費助成を」についてであります。現行の医療制度は医療費に対する自己負担割合は、小学校就学前までは医療費の2割、就学後は3割負担が基本で、そこに、北海道の乳幼児等医療費給付事業補助を受けて道内市町村では自己負担分の軽減を実施しております。

本町では、平成20年度から小学生に係る自己負担分に対する助成を行い、さらに平成24年度からは町単独事業として中学生の自己負担分に対する助成を行い、子育て世代の経済的支援として拡大を図っているところであります。

医療機関に係る機会は、未就学児の期間は受診が多く、高校生になると少なくなり、現状では、子育て世代の経済支援の面では助成拡大の必要性を感じておりませんが、移住定住対策の面からどのような効果があるか検討をさせていただき、判断してまいりたいと考えております。

3点目の子ども発達支援センターの拡充についてであります。子ども発達支援センターは本町に在住および在学する支援の必要な子どもに対し、専門的な相談、指導、療育等を行い、その心身の発達を総合的に支援するため設置しております。

現在、発達支援センターは、新得小学校の西側の教室を利用した療育室で個別療育を行っており、職員体制はセンター長と係長が兼務で、ほかに心理士1名、保育士4名の合計7名の体制で運営しております。

発達が気になる子どもに対して、一人ひとりに応じた指導を行い、コミュニケーション

ン能力を高め、集団生活に生かすことを目的として、週1回の個別療育と小集団療育を実施しております。

また、療育以外にも、保護者、教員等への発達相談業務、心理・知能発達検査、保育所・小中学校・高校などの施設訪問支援事業、1歳6カ月、3歳児健診時などにおいて、発達相談や各種発達関係会議などと連携を図っております。

平成30年度からは平成26年度に策定した子ども発達支援計画に基づき、切れ目のない継続した支援が受けられるよう、療育対象児の基準を小学校6年生までに拡大することになっております。

平成29年度の利用状況ですが、対象は1歳の幼児から小学校5年生までの児童で36名、平成30年度は1歳から小学校6年生まで31名が利用する予定となっております。

ご質問の支援センターの拡充ではありますが、個別療育の利用者数は今後も30人台で推移するものと考えております。

町で定めた方針では、療育を担当する職員は、1名で10名程度の子どもを療育することと定めており、専用の療育室3部屋と、場合によっては、隣接する通級指導教室を借りていることから、現状では支障を来すことなく運営をしております。

今後は、早期発見・早期支援として、子育て支援・発達支援センターの職員が保育所内で3から4名の小集団保育を行い、集団での対応ができるような体制づくりを実施するとともに、支援を担当する保育士への内部研修や保育士が相談できる場をつくり、療育の質の向上を図っていきたいと考えております。

今後も、利用者を第一に考えた発達支援センターの機能充実に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 5番、貴戸議員。

◎貴戸愛三議員 失礼なんですけれども、再質問の順番を変えさせていただいて、3点目の発達支援のところから。認識不足で38人ぐらいいたときの状況がそのまま何だなという感じで、この3点目を質問したわけなんですけれども、現状、児童保育課に聞いたら、今の体制で十分やっていけるという話でありますから、これはこれで結構。

その上で、発達支援センターというものについて、実は3年前、われわれ産業文教常任委員会で児童保育課が懇意にしている滋賀県湖南市を訪問させていただきました。そこでわれわれの視察に当たってくれた職員のかたは湖南市が滋賀大学と連携して、そういう専門機関に行って研修を積んだ専門家が湖南市の発達支援の部分を担当している。

その前に高等支援学校なんかも視察させてもらったんですけれども、やはりそういったところの先生からも湖南市はそういった部分では非常にいい取り組みをやっているという評価を聞いております。

昨年、新潟市で療育で非常に有名な保育園を視察させていただきました。ここは民間の保育園でありますけれども、そこにいる先生たち、保育士はやはりその道の専門家であります。

その療育の現場を視察させてもらって、親子2人、4組8人で小集団療育の現場を見学させてもらったんですけれども、非常にいい内容だなという気がしています。

結局何だろうということなんですけれども、湖南市もそうなんです。それと療育をやっている保育園もそうなんですけれども、やはり専門家というか、エキスパートをつくることなのかなという気がします。

実際は、役場は行政ですから本来行政マンというのは各部局でいろんな経験をしてスキルアップして、ステップアップしていくというのが一連の流れなんですけれども、このことを発達支援とか療育という部分については、私はやはり専門職を配置すると。そして、どこと連携するかは別にして、そういった大学とかそういったところと常に勉強しながら新しい手法、方法を取り入れていくということが重要じゃないかなというふうに思う部分があるんです。これ、どうしても行政の立場で、行政マンで動けば、2年か3年で全部配置換えになっていって、理解はしているけれども、部局が変われば口出しはできないし、やはりタッチできないという現状ができる。ステップアップしていくとき、専門職だとどうなんだという見方もありますけれども。

だいたい発達支援を要する子どもたちというのは、だいたい学年に1割から1割5分ぐらいいるんです。ですから、学年をまとめていけばだいたい30人とか40人という数字になる。この子たちに質のいい療育を受けさせるというためには、ある程度きっちりした専門の人間をつくる必要があるんじゃないかなと常々思っています。

これは人事に関する事案でありますから、これはもう町長が判断するしかないことだと思うので、これからの療育、発達支援を考えたときによりよい質のものをつくるとすれば、そういう専門家の配置というのは必要じゃないのかなと、町長の考えてお伺いしたい。これは3点目の部分です。

それから、1点目、2点目の子育て支援の部分、これも2点目の方になりますけれども、高校までの医療費の助成というのは、十勝管内では池田町と上士幌町がやっています。

資料としては平成28年4月1日現在という部分で子育て支援、子育て世帯向けの支援ということで一覧表があります。A3版で9枚。この中に高校までの医療費の助成をやっている自治体は、珍しくない。もう何件もあります。

実際、今、町長の答弁にあったように、高校に入ったら実際それほど医者に掛かりません、正直言って。ですから、助成したからといって、子育て世帯に対する例えば経済的な負担軽減になるのかといったらそうじゃなくて、この高校までの医療費助成というのは私は精神的な部分での負担軽減だと思っているんですね。子育てしていく中で言えば、中学校卒業して高校に入ればもう大丈夫だと思っても、もし万が一何かあったら、大病したらという思いは親だったら常にあると思うんですよね。だから、その部分を高校まで大丈夫だとやることで、やはり子育てしている親御さんに対する安心感を与えるものだと思っているんです。

前も一般質問のときにやりましたが、峠を越えた隣町、南富良野町は住民票を置いているかたであれば、大学生、22歳まで医療費助成をやりますと、これは北海道で南富良野町だけなんですけれども、そういう取り組みをやっているところもあります。

経済的な負担よりは、子育て世帯に対する安心感を与えるための1つの方法なのかなと。新得町と同程度の自治体が高校までの医療費助成をやっているところは、だいたい年額予算は200万円程度の予算計上をやっている。新得町の財政規模から言えば、決して大きい金額ではなく、高校生を持っている親御さん、今、中学生の親御さんにもやはり安心感を与えるという部分では、あってもいいのかなというふうに思っています。

最後、1点目の保育料の減免、無償化なんですけれども、国が去年策定したものがこれから実施されていく。これ、財源は消費税、一説では8,000億円ぐらい掛かるだろうと言われています。道がやっている今の子育て支援の分は道とあまり変わらないですけ

れども、8億6,000万円予算化して実際実施している。

問題はそれに掛かっている家庭はいいのですけれども、そうじゃない家庭がやはり結構あると。その部分で、ではどういった形の中で町として支援対策を打ち出せるのかという部分だと思っています。

実は今年の1月だったと思うんですけれども、地方議連という会合、研修会がありました。そのときに講師として来たのが上士幌町長の竹中氏が講師で来て、随分吹いてました。そのとき一緒に同席した議員さんが士幌町の議員さんが一緒にいて、今、士幌町で若い世帯で子育てをやっている人が家を建てるんだったら、士幌じゃなくて上士幌に家を建てるという人がいると。これは士幌町と上士幌の子育て支援の部分で大きな違いがあるのは、上士幌はいち早くふるさと納税を財源に保育料の無償化をやった。高校までの医療費の助成もやっている。本当はそれ以外にもあるんです。上士幌町内で家を建てた場合、子ども1人につき、100万円出しますと。子ども2人いる家庭が上士幌に家を建てれば100万円、100万円の200万円、そのほかに定住促進の助成金があるという形の中で、それに対応し切れていない士幌町は参ったという状況が出ているという話をその議員さんが言っていた。

ここまではちょっとやりすぎかなと気はしますけれども、少なくとも子育てという部分に対する支援がその移住定住の判断につながっている部分は間違いない。

私はやはり第一義は新得町で今子育てをしているかたに対する負担軽減、これは第一にあるべきだと思っているんです。でも結果として、例えば移住定住の1つのアイテムになるかもしれない。やはり国の施策を勘案しながら町独自に子育て支援策、特に保育料の何らかの対応が必要だと思いますが、町長の考えをお伺いします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。少子化、そして高齢化というこの世の中全体の中で、町民の皆さんがたの経済的な負担も増えている。また、いろいろ各種産業においての人材の確保についてもだんだん困難を極めてきている。そういったことを踏まえた上で、発言させていただきます。

町長就任してから町民のかたの将来負担を少しでも軽減していこうということで取り組んできております。なかなか現実には厳しい部分はあるんですけれども、基本は町民全体負担の軽減、これからも負担をどう軽減するかというのがわれわれ行政に課せられた1つの大きな課題かなというふうに思っております。

とりわけ子育てを中心に行っている現役世代のやはりいろんな意味での負担というのは、話を伺っている中で結構相当あるなというふうに認識はしております。そういう現役世代のかたたちの福利厚生の中で会社としても努力をしているという話も伺っております。

その次に移住と定住、これも大きな問題というふうに思っております。当然われわれも努力していくと。最後、出てくるのは、全体の負担軽減もしくは一部のところの負担軽減を考えたときに、やはり最後、誰がその分を費用として負担するのかというのは、われわれもやはりどうしても考えざるを得ない部分もありまして、それが政策としてどうするかというのが当然われわれ行政としてトップの意向も含めて行政組織内での全体の合意形成、そして議会とも相談していくと、そんな進め方になるかなというふうに思っております。

特に、これから消費税の問題が現実的に出てきますので、それらもふくめて町民の負

担というものを念頭に置きながら、貴戸議員が指摘される子育て世帯の問題、それから移住定住の問題と、負担軽減について内部でも議論を進めていきたいなというふうに思っております。

それから、自治体間競争の話がありました。これも程度と限度で私自身の立場を話すのもいかがかともものかなと思うんですけれども、お金があるからやれるという部分もあるし、お金がなくても政策としてやるという部分もあるし、この辺バランスをとることかなと思っていますので、それらも意識もした上で、内部であらためて詰めていきたいなというふうに思っています。

それから、専門職であります。これについても、担当のかたとよく議論を深めながら現状での認識を含めて、今後の問題をどうするかという視点の中で協議をさせていただきたいなというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 5番、貴戸議員。

◎貴戸愛三議員 子育て支援というのはやはりこれからの町、今新得町の中で、これからの新得町を支える世代に対する、私は新得町の思いだというふうに思っていますので、ただ、私は個人的には無料というのはどうなのかというのはあるんですよね、本来。預かってもらって、ご飯を食べさせてもらって、ただというのが本当にいいのかどうかというのは、私個人的にはある。

ただ、もう平気でそれをやっている自治体があって、それが理由付けになって移住者が増えた、定住者が増えたという現実があるというのも事実なので、ここの判断は町がやるものなんだろうなと思っています。何らかの結果が、国の施策が明確に固まらないとなかなかそれも出せない部分があるので、すぐやれとは言いませんけれども、どこかでやはり何らかのアクションを起こしてほしい。

それから、高校生までの医療費の関係なんですけれども、たいした金額じゃないからやれと言うんじゃないくて、逆に今の高額療養費、例えば社会保険、協会健保なんかの制度でいくと、非課税世帯とか低所得者で3万5,400円が上限なんです。ところがこれが一般のかたになると8万100円。8万100円で済むかと思ったら実際は例えば大病して大きい手術をやったというときはその後ろにプラスというのが付くんです。かかった医療費から26万7,000円を引いて1パーセントかけた額を8万100円にプラスするというのが高額療養費なんです。

そうすると、もし自分の子どもが大病して大きい手術をしてうんぬんといったら、8万100円プラスその額がオンされてくる。要するに9万円になるかもしれないし、10万円になるかもしれない。一時的に払うお金がもっと多いんです。30万円とか40万とかと医者払って後にそれを差し引いた分が戻ってくるというシステムなんです。

ある程度こういったものに詳しい人だったら、もし万が一何かあったらたいへんだという思いはみんな持っている。言え、1つの家庭で8万円なにがしが一気に出ていくというのは決して小さい数字じゃない。

ところが自治体にしてみれば、その大きい病気をして町が保障する部分8万円なにがしというのは町にしてみれば、それほど大きい数字じゃない。

家庭にとっては大きい数字でも、自治体にとって小さい数字はより安心感の効果が出るという部分については、積極的に私はやってほしいなと。

これは簡単にいうと、浜田町政4期目の中で私は子育て支援を取り組むか取り組まないかという質問をしているわけありますから、その辺を明確に宣言していただいて、再

々質問を終わらせていただきます。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 長野議員にもさっき迫られましたけれども、いずれにしても、現状でどう、感嘆符で発言をするというのはもうちょっと待っていただきたいなと思っています。

さきほども言ったように、われわれ役割を考えたときにやはりどう内部の中でいろんな話を詰めて、組織としてやはりきちんとした方向性を持った上で、いろんなことを論点にしながら進めさせていただきたいと思っています。

そこにはいずれにしても、私自身の決断もあると思うし、逆を言えば私自身のわがままもあるかもしれませんが、貴戸議員の発言されたことを念頭に置きながら、内部で議論させていただきたいなと思っています。以上であります。

[貴戸愛三議員 降壇]

◎菊地康雄議長 これにて一般質問を終結いたします。

◎休 会 の 議 決

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

議案調査のため、3月14日から3月21日までの8日間、休会することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、3月14日から3月21日までの8日間、休会することに決しました。

◎散 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 11時36分)

平成30年第1回新得町議会定例会（第3号）

平成30年3月22日（木曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第3号）
1	議案第8号から 議案第21号まで	予算特別委員会の審査結果報告書
2	議 案 第 2 2 号	後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
3	議 案 第 2 3 号	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
4	議 案 第 2 4 号	平成29年度新得町一般会計補正予算
5	議 案 第 2 5 号	平成29年度新得町介護保険特別会計補正予算
6	議 案 第 2 6 号	平成29年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
7	議 案 第 2 7 号	平成29年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
8	議 案 第 2 8 号	平成29年度新得町水道事業会計補正予算
9	議 案 第 2 9 号	平成30年度新得町一般会計補正予算
10	議 案 第 3 0 号	議員派遣の件
11	意 見 案 第 1 号	審査結果について
12		閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○会議に付した事件

諸般の報告（第3号）

議案第 8 号から 議案第21号まで	予算特別委員会の審査結果報告書
議案第 2 2 号	後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 3 号	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
議案第 2 4 号	平成 2 9 年度新得町一般会計補正予算
議案第 2 5 号	平成 2 9 年度新得町介護保険特別会計補正予算
議案第 2 6 号	平成 2 9 年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
議案第 2 7 号	平成 2 9 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
議案第 2 8 号	平成 2 9 年度新得町水道事業会計補正予算
議案第 3 0 号	議員派遣の件 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○出席議員（12人）

1 番 長 野 章 議員	2 番 村 田 博 議員
3 番 湯 浅 佳 春 議員	4 番 佐 藤 幹 也 議員
5 番 貴 戸 愛 三 議員	6 番 若 杉 政 敏 議員
7 番 湯 浅 真 希 議員	8 番 廣 山 輝 男 議員
9 番 柴 田 信 昭 議員	1 0 番 吉 川 幸 一 議員
1 1 番 高 橋 浩 一 議員	1 2 番 菊 地 康 雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	浜 田 正 利
教 育 長	武 田 芳 秋
監 査 委 員	下 浦 光 雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

総 務 課 長	渡 辺 裕 之
地 域 戦 略 室 長	東 川 恭 一
町 民 課 長	鈴 木 貞 行
保 健 福 祉 課 長	坂 田 洋 一
施 設 課 長	初 山 一 也
産 業 課 長	石 塚 将 照
税 務 出 納 課 長	若 原 俊 隆
児 童 保 育 課 長	中 村 勝 志

消	防	署	長	増	田	和	彦
総	務	課	長 補	広	田	正	司
産	業	課	長 補	福	原	浩	之
産	業	課	長 補	佐	々 木	隼	人
屈	足	支	所 長	中	村	吉	克
児	童	保	育 課 長 補	桂	田		聡
庶	務	防	災 係 長	小	林	健	利
財	政	係	長	桑	野	恒	雄

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

学	校	教	育	課	長	佐	藤	博	行
社	会	教	育	課	長	岡	田	徳	彦
学	校	教	育	課	長 補	佐	安	達	貴 広

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	岡	村	力	蔵
---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	橋	場	め	ぐ	み
書			記	菊	地	克		浩

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 10時00分)

◎諸般の報告（第3号）

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第1 議案第8号から議案第21号まで 予算特別委員会の審査結果報告

◎菊地康雄議長 日程第1、議案第8号から議案第21号までを議題といたします。

本件について、予算特別委員会委員長の報告は別紙のとおり原案可決であります。

本件については質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

本件については、委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第8号から議案第21号までについては、委員長の報告どおり決しました。

◎日程第2 議案第22号 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第2、議案第22号、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木町民課長。

[鈴木貞行町民課長 登壇]

◎鈴木貞行町民課長 議案第22号、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

2ページの上段、提案理由を御覧ください。

提案理由でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律中、国民健康保険法第116条の2の適用を受ける者の特例の規定が新設されたことから、改正法の規定に準じるため本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容でございますが、現行は、国民健康保険や後期高齢者医療保険では、町外の施設等に入所のため住所を移した場合には、住所地特例により引き続き前住所地の被保険者となります。

しかし、国民健康保険の住所地特例者が新たに後期高齢者医療保険に該当し、加入をする場合には、住所地特例制度は適用されず、施設の住所地の被保険者となっております。

した。

改正後は、後期高齢者医療に加入した場合も、住所地特例を国民健康保険と同様に適用し、前住所地の被保険者とするものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

条例本文につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

[鈴木貞行町民課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第22号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第23号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第3、議案第23号、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。坂田保健福祉課長。

[坂田洋一保健福祉課長 登壇]

◎坂田洋一保健福祉課長 議案第23号、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

14ページを御覧ください。

上段にあります提案理由でございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の改正に伴い、指定居宅介護支援等の基準について自治体条例で定めることとされたため、本条例を制定しようとするものであります。

制定内容といたしまして、介護保険法第59条第2項および第115条の22第2項により、条例制定に関する基準の類型に従い、「従うべき基準」とされている事項については国の基準省令のとおりとし、「参酌すべき基準」とされている事項については、第32条第2項「記録の整備」について、保存期間を5年間としたほかは、厚生労働省令の基準どおりとしております。

1ページ目に戻っていただきまして、主な内容と条例についてご説明いたします。

条例の構成として、第1章総則から、第2章で指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件、第3章で基本方針、第4章で人員に関する基準、第5章で運営に関する基準、第6章で基準該当居宅介護支援に関する基準、最後に附則を明記しております。

次に具体的条文ですが、第1条では、基準等を定める趣旨を、2ページに移りまして、第2条では使用する用語の定義について、第3条では、指定居宅介護支援事業者の資格

について、第4条では、事業の基本方針について、第5条では、従業者の員数について。

3ページに移りまして、第6条では、事業所の管理者について、第7条では、事業の内容及び手続きの説明及び同意について、第8条では、サービス提供拒否の禁止について、第9条では、サービス提供困難時の対応について。

4ページに移りまして、第10条では受給資格等の確認について、第11条では、要介護認定の申請に係る援助について、第12条では、身分を証する書類の携行について、第13条では、利用料等の受領について。

5ページに移りまして、第14条では保険給付の請求のための証明書の交付について、第15条では指定居宅介護支援の基本取扱方針について、第16条では指定居宅介護支援の具体的取扱方針について。

少し飛びますが、9ページに移りまして、第17条では、法定代理受領サービスに係る報告について、第18条では、利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付について、第19条では、利用者に関する町への通知について。

10ページに移りまして、第20条では管理者の責務について、第21条では、事業所の運営規程について、第22条では、事業所の勤務体制の確保等について、第23条では、事業所の設備及び備品等について、第24条では従業者の健康管理について。

11ページに移りまして、第25条では重要事項の掲示について、第26条では、秘密保持等について、第27条では、広告について、第28条では、居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等について、第29条では、苦情処理について。

12ページに移りまして、第30条では、事故発生時の対応について、第31条では、会計の区分について。

13ページに移りまして、第32条では記録の整備について定めておりますが、国の参酌すべき基準は2年とされておりますが、「過払いの返還請求の消滅時効が5年であること等」を考慮し、記録の保存期間を5年としております。

第33条では、準用について定めております。

また、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[坂田洋一保健福祉課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。長野議員。

◎長野章議員 お伺いをしたいんですけれども、この事業の対象者がどういうかたなのかということと、事業者がどういうかたがなられるのか、条例そのものは国にあって今度は町村でもということだと思えるんですけれども、そういった場合のその対象者が現在おられるのかも含めてお伺いしたいと思います。

◎菊地康雄議長 坂田保健福祉課長。

◎坂田洋一保健福祉課長 お答えいたします。指定居宅介護支援という、介護サービスを受けるかたでするのでいわゆる要介護状態になったかたのサービスを提供する部分について対象になる。問題はここで定めるのは、現にその基準を満たして事業を展開しているのも当然入りますが、今後その事業展開をする事業所が申請を上げてきたときに、この基準に従って事業所を運営していくことで対象になっているということでもあります。以上です。

◎菊地康雄議長 長野議員。

◎長野章議員 それでは現在ヘルパーさんなどを導入している所とか、そういう人を対象とした条例ということですか。

◎菊地康雄議長 坂田保健福祉課長。

◎坂田洋一保健福祉課長 議員のおっしゃるとおりの部分です。今回自治体条例で制定をしなければならなくなった根拠ですが、もともと国の厚生労働省令で基準を定めているその下に都道府県条例で定めていたものが、都道府県条例を廃止して基礎自治体に条例を定めなさいというような形で降りてきたもので今回制定しようというものであります。以上です。

◎菊地康雄議長 ほかに。これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第23号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第24号 平成29年度新得町一般会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第4、議案第24号、平成29年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

[渡辺裕之総務課長 登壇]

◎渡辺裕之総務課長 議案第24号、平成29年度新得町一般会計補正予算、第12号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億2,231万4,000円を減額し、予算の総額を78億1,186万5,000円とするものでございます。

第2条および第3条の繰越明許費の追加、地方債の変更は、それぞれ第2表、繰越明許費補正、第3表、地方債補正によるものでございます。

6ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正では、畑作構造転換事業について完了が30年度中になるため、翌年度に繰り越して使用できる金額の限度額を計上してございます。

7ページに移りまして、第3表、地方債補正では、7事業の限度額の変更をしてございます。

つづいて、歳入歳出予算の説明に移ります。

今回の補正は、年度末ということもありまして、歳入歳出ともに、事業の実績や決算見込みによる増減補正、執行残や不用額の整理および歳入の整理に伴う財源移動を全般にわたり行っております。

人件費・賃金についても、実績や退職等による補正をそれぞれ計上してございます。

主なものについてご説明をいたします。

歳出の35ページをお開きください。

中段の2款、総務費、減債基金費、25節、積立金では、今後の起債償還の財源対策と

して、減債基金積立金を新たに計上してございます。

41ページをお開きください。

上段の3款、民生費、福祉対策費、20節、扶助費では、就労支援施設、グループホームの利用者増加に伴い障がい福祉サービス費を増額してございます。

44ページをお開きください。

上段の25節、積立金では、寄附金を財源として、保健医療福祉基金積立金を増額してございます。

45ページに移りまして、下段の常設保育所費、13節、委託料では、里帰り出産時に、子どもを町外施設での保育を委託するため、広域保育委託料を新たに計上してございます。

47ページをお開きください。

児童措置費、8節、報償費では、新生児の出産数に基づき出産祝金を増額してございます。

54ページをお開きください。

6款、農林水産業費、農業振興費、19節、負担金、補助及び交付金の一番下に、馬鈴薯選別の省力作業機械導入に伴う補助金の交付決定により、畑作構造転換事業補助金を新たに計上してございます。

なお、本事業については、完成が平成30年度中になるため、繰越明許費を設定してございます。

55ページに移りまして、中段の畜産業費、19節、負担金、補助及び交付金では、家畜の特定疾病に対する消毒作業の実績と、発生農家の被害に伴う支援額増加により、家畜伝染病自衛防疫組合補助金および家畜特定疾病発生農家支援互助制度補助金を、それぞれ増額してございます。

59ページをお開きください。

上段の7款、商工費、商工振興費、19節、負担金、補助および交付金では、本年度、融資を受けたかたの利子および保証料の実績により、中小企業融資利子等補給補助金を増額してございます。

61ページをお開きください。

8款、土木費、道路維持費、11節、需用費では、融雪剤散布による消耗品費および除雪作業に伴う車両用燃料費ならびに街路灯等にかかる電気代として光熱水費を、それぞれ実績により増額してございます。

13節、委託料では、除雪回数及び排雪作業の増加により、町道除雪委託料および冬道道路維持委託料をそれぞれ増額してございます。

14節、使用料及び賃借料では、排雪作業等の増加により、排雪用機械借上料を増額してございます。

1枚めくりまして、62ページをお開きください。

11節、需用費では、ロードヒーティングにかかる電気代として光熱水費を、実績により増額してございます。

次に歳入の主なものをご説明いたします。

戻りまして、10ページをお開き願います。

1款、町税では、決算見込みにより、それぞれ補正をしてございます。

17ページをお開きください。

上段の14款、国庫支出金、民生費負担金では、へき地保育所運営および広域保育委託に伴う財源として、子どものための教育保育給付費負担金を増額してございます。

中段の総務費補助金では、マイナンバー制度変更による福祉システム更新に伴う財源として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を増額してございます。

19ページをお開きください。

15款、道支出金、民生費負担金では、子どものための教育保育給付費負担金の、国庫支出金増額に伴う道費分の増額をしてございます。

民生費補助金では、新得保育所の保育料軽減対象児童数の増加により、多子世帯の保育料軽減支援事業補助金を増額してございます。

1枚めくりまして、20ページをお開きください。

上段の農林水産業費補助金 農業委員会費補助金では、法改正に伴う農業委員の一部業務法定化により、農業委員報酬の財源として、農地利用最適化交付金を新たに計上してございます。

中段の農業振興費補助金では、畑作構造転換事業の財源として、畑作構造転換事業補助金を新たに計上してございます。

下段の林業振興費補助金では、エゾシカ緊急対策事業に係る財源として地域づくり総合交付金を、新たに計上してございます。

21ページに移りまして、商工費補助金では、消費者対策に係る啓発、研修会補助として、消費者行政推進事業補助金を新たに計上してございます。

23ページをお開きください。

17款、寄附金、民生費寄附金では、社会福祉用として1件、児童福祉用として1件、それぞれご寄附をいただきましたので、新たに計上してございます。

27ページをお開きください。

21款、町債、民生債から総務債では、7事業の起債額変更を行ってございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[渡辺裕之総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。長野議員。

◎長野章議員 1点だけお伺いをします。45ページの広域保育委託料ですけれども、これは町民のかたがよそへ行ってあれしたときのお金なのか、よそから帰ってこられて保育にかかったときの費用なのか、その辺教えていただきたいのと、どれくらいの対象者を予算では見込んでいるのか併せてお伺いしたいと思います。

◎菊地康雄議長 中村児童保育課長。

◎中村勝志児童保育課長 長野議員にお答えいたします。この度の広域保育委託料ですが、里帰り出産で栃木県に里帰りします。2月、3月分の委託料を1人分で、住所は新得においたまま里帰り出産をして、向こうの保育園に通うことになっています。それで栃木県宇都宮市と新得町が協定を結んで、私立の保育園なんです、そこ委託契約を結んで新得町がその保育園に公定価格の2月、3月分のお金を払うことになっております。以上です。

◎菊地康雄議長 長野議員。

◎長野章議員 そうしますと向こうへ行ったときということですから、今、一定程度保育料というのは決まっているのかなというニュアンスではなかったかなという思うんで

すけれども、例えば新得に来られても同じなのか、向こうは市の保育所みたいですからその辺値段がどうなのか分かりませんが、今のお話だと2人分ということなんでしょうかね。この15万円というのは。そうじゃなくて、何人か計画で見ておられるのか、その辺もお聞かせ願いたいと思います。

◎菊地康雄議長 中村児童保育課長。

◎中村勝志児童保育課長 お答えいたします。15万円は1人分で2月と3月分です。このかたは新得町に2月と3月分の保育料を納めていただいて、その分公定価格から差し引きした分の15万円から新得町に納めていただいた保育料の残った額を国が2分の1、道から4分の1補助金でもらえることになって、今回歳入でも見ております。対象者は1名です。

◎菊地康雄議長 ほかに。これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第24号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第25号 平成29年度新得町介護保険特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第5、議案第25号、平成29年度新得町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

[渡辺裕之総務課長 登壇]

◎渡辺裕之総務課長 議案第25号、平成29年度新得町介護保険特別会計補正予算、第2号について、ご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から、それぞれ6,390万9,000円を減額し、予算の総額を7億2,377万2,000円とするものでございます。

13ページ、歳出をお開きください。

1款、総務費、一般管理費では法改正による介護保険システム改修に伴い、北海道自治体情報システム協議会負担金を新たに計上してございます。

中段の介護認定審査会費から、18ページ、3款、地域支援事業費、生活支援体制整備事業費まで、それぞれ実績見込みによる補正を行ってございます。

6ページに戻りまして、歳入を御覧ください。

1款、介護保険料では決算見込みによる補正をいたしております。

7ページに移りまして、2款、国庫支出金、介護給付費負担金から、地域支援事業交付金まで、歳出の実績見込みにより補正しているほか、下段の事業費補助金では、北海道自治体情報システム協議会負担金の財源として、新たにシステム改修事業補助金を計上してございます。

1枚めくりまして、8ページをお開きください。

3款、道支出金から10ページ、6款、繰入金までの各歳入は、歳出の実績見込みにより、それぞれの負担分についての補正と財源の調整を行ってございます。

11ページに移りまして、7款、繰越金は、前年度繰越金の補正でございます。

1枚めくりまして、12ページをお開きください。

8款、諸収入では実績見込みにより減額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いします。

[渡辺裕之総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第25号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第26号 平成29年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第6、議案第26号、平成29年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

[渡辺裕之総務課長 登壇]

◎渡辺裕之総務課長 議案第26号、平成29年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算、第3号について、ご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から、それぞれ85万7,000円を減額し、予算の総額を5,780万円とするものでございます。

7ページ、歳出をお開きください。

1款、事業費では、今年度の事業の確定や実績見込みによる補正と、不用額の整理を行ってございます。

6ページに戻りまして、歳入を御覧ください。

3款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金、補てんの繰入を減額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いします。

[渡辺裕之総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第26号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第27号 平成29年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第7、議案第27号、平成29年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

[渡辺裕之総務課長 登壇]

◎渡辺裕之総務課長 議案第27号、平成29年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第2号について、ご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,522万9,000円を減額し、予算の総額を2億258万円とするものでございます。

9ページ、歳出をお開きください。

9ページから10ページの1款、事業費では、今年度の事業の確定や実績見込みによる補正と、不用額の整理を行っているほか、中段の終末処理場管理費、11節、需用費では、水質維持機械処理にかかる電気代として、光熱水費を実績により増額してございます。

6ページに戻りまして、歳入を御覧ください。

3款、国庫支出金では、災害復旧に伴う下水道管移設設計の事業主体が町から北海道へ変更になったことにより、町が実施する対象事業がなくなったため減額をしてございます。

7ページに移りまして、4款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金、補てん的繰入を減額してございます。

1枚めくりまして、8ページをお開きください。

6款、諸収入では、消費税確定申告還付金により、雑入を増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いします。

[渡辺裕之総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第27号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第28号 平成29年度新得町水道事業会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第8、議案第28号、平成29年度新得町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

[渡辺裕之総務課長 登壇]

◎**渡辺裕之総務課長** 議案第28号、平成29年度新得町水道事業会計補正予算、第3号についてご説明申し上げます。

予算第5条に定めた起債の限度額について災害復旧事業債の確定により補正するものでございます。

災害復旧事業債の限度額を3,960万円とします。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[渡辺裕之総務課長 降壇]

◎**菊地康雄議長** これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎**菊地康雄議長** これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎**菊地康雄議長** 討論はないようですので、これから議案第28号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎**菊地康雄議長** 挙手全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第29号 平成30年度新得町一般会計補正予算

◎**菊地康雄議長** 日程第9、議案第29号、平成30年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

[渡辺裕之総務課長 登壇]

◎**渡辺裕之総務課長** 議案第29号、平成30年度新得町一般会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,076万3,000円を増額し、予算の総額を74億7,876万3,000円とするものでございます。

7ページ、歳出をお開きください。

14款、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、15節、工事請負費では、サホロリバーサイド施設の災害復旧について、平成30年度当初予算に間に合いませんでしたが、関係機関との調整がまとまりましたので、サホロリバーサイド運動広場災害復旧工事費を新たに計上してございます。

6ページ、歳入にお戻りください。

20款、諸収入、還付金及び返還金では、災害復旧費の補正に伴う財源調整のため、備荒資金還付金を増額してございます。

なお、本災害復旧事業については、災害査定による対象事業費の確定後に、起債等の財源補正を実施します。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[渡辺裕之総務課長 降壇]

◎**菊地康雄議長** これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎**菊地康雄議長** これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第29号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。
よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第30号 議員派遣の件

◎菊地康雄議長 日程第10、議案第30号、議員派遣の件を議題といたします。
お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、提案理由の説明を省略することに決しました。

本件は原案のとおり実施することとし、これらに係る議員の出張ならびに細部の取り扱い、あらかじめ議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり実施することとし、これらに係る議員の出張ならびに細部の取り扱いは、あらかじめ議長に一任することに決しました。

◎日程第11 意見案第1号 審査結果について

◎菊地康雄議長 日程第11、意見案第1号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の内容を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これより意見案第1号を採決いたします。
本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。
本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。
よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎日程第12 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎菊地康雄議長 日程第12、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手もとに配布のとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

◎菊地康雄議長 以上をもって、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、平成30年定例第1回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 10時40分)
